

公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

Feel!Go!

日整広報

VOL. 242

2017 / 08

夏号



公益社団法人日本柔道整復師会

www.shadan-nissei.or.jp

表紙タイトル『**Feel!Go!**』について

「Feel」と「Go」という2つの単純明瞭な英語単語自体の意味については改めて記すまでもありませんが、中学生でも分かる「感じる」と「行く」という意味です。そして、それぞれに『!』という感嘆符をつけて言い放つスタイルを採ることで、全ての柔道整復師が共に連携してほしいという願いを込めました。

この「Feel／感じる」という単語自体は、主に感覚的な意味を持ちますが、ただ「聞こえる・hear」や「見える／see・sight」といった受動的で漠然とした「どこからともなく聞こえてしまう」や「目を開けていたら自然と目に入ってくる」という意味合いの「見える」ではなく、むしろ自らが進んで積極的に注意深く「聴く／listen」や、「注目する／watch」といった能動的な意志と方向性をもった感覚として捉えています。

また、「行う」についても、目指す目的やポイントも定めずに、何となく行う「do」ではなく、あえて明確な方向性を示した「Go」を選びました。

それは、この激動変化の時代の流れの中で、我われ柔道整復師がどうあるべきかを示す指針であるべき「広報誌」の根本を見つめ直す作業が今こそ必要だと考えたからです。身の回りで起こるさまざまな変化に対しても、ただ漠然と「感じる」のではなく、その先に何が起こり、何をすべきかを考えられるようにするために「感じ取る」ことを目指さねばならないとの思いを込めています。そして、まずはタイトル、装丁、コンテンツを変えていこうということになりました。

また、そこには柔道整復師としての「手技」と同様に、整復や固定の技術をただ押し付けるのではなく、環境と状況を感じ取り、的確に適応させるためにさまざまな思考を巡らせる必要があるという方向性とも重なっています。

更には、いくら考えたとしても実行が伴わない思考では、決定にも、実行にも至らずに、その結論としては“何も起らない”ことになってしまいます。さまざまな事柄に対し、自らは何もせず、目の前を通り過ぎるのを待つ時代は過去のもので。自ら一歩前に歩み出て、そこで全身で感じ取り、あれやこれやと考えて、最善の方法を模索し決定する。その目的に向かって、やるべきことを躊躇することなく確実に実行するという姿勢は、正に現在の日整執行部が進めようとしている「改革の指針と姿勢」そのものです。それを今回タイトルに織り込んでみたというわけです。

更に、文字デザインには、「Feel」には滑らかな鳥（^こ単）の羽の如き柔整手技の滑らかさを重ね、鳥の翼の羽先と指先を重ねたデザインにして、日本全体を束ねる日整のオールジャパンの「J」の形で表現してみました。

また、「Go」部分では、スピード感と永き伝統を現した長く伸びた腕の先には「実行」を意味する「起動スイッチを押す指」が繋がっています。

この停滞した時代を打ち破るため、日整は情報を発信し、広報から業界を変えていこうと思います。さあ、新しい時代に向かい、皆でそろって一歩前へ進みましょう！

目次

2017 夏号

巻頭言

2 外柔内剛で柔整再編！

会長 工藤 鉄男



4 実績の工藤会長を3選 平成29年度通常総会報告



11 役員就任挨拶

15 各部の紹介

18 職務分担表

19 日整合同部会 「和」を以て、日整物語の完成へ

20 特別連載 柔道整復師のための楽しい統計学

未来展望

22 第5話(最終回) 受領委任制度のゆくえ ～「保険取扱い」の意義と経緯～

24 日整から特別長寿表彰 近藤祐利元広島県会長101歳

25 理事会だより

30 会務執行状況

31 平成29年度日整主催学術大会一覧・平成29年度周年記念式典開催日

32 第42回中国学術大会 鳥取大会

33 第39回北信越学術大会 長野大会

35 モンゴル国大統領から国家勲章を受章

35 学術・生涯学術講習会開催のお知らせ

36 本の紹介

患者力を引き出す作業療法

37 日整HP「インフォメーション」からご覧いただけます

38 日整文芸

39 四季の風

願いが叶うクルスの鐘(宮崎県)

宮崎県日向市駅から車で約20分、東九州自動車道日向ICから車で約20分。柱状岩が波の侵食で東西200m、南北220m、高さ10mにわたって裂け、十文字に見えることから「クルスの海」と呼ばれている岩礁があります。

十字に割れた岩の外に、小さな岩場があり、合わせると「叶」の字に見えることから、ここで祈りをささげると「願いが叶う」といわれています。クルスの海を訪れた方の心を清め、願いや希望を天に託すため、その象徴として「願いが叶うクルスの鐘」が設けられました。この鐘は人間がいたわり合い、想い合う姿を表現しています。〔クルス〕とは、ポルトガル語で十文字を意味する) 写真提供 日向市商工観光部観光交流課

●WebPage 日整ホームページ <http://www.shadan-nissei.or.jp/>

トップページの最新情報、健康情報誌「日整広報 Feel!Go!」VOL.242または「日整広報誌バックナンバー」から入り当ナンバー広報誌をクリックしてご覧ください。QRコードもご利用ください。



外柔内剛で柔整再編！

公益社団法人日本柔道整復師会
会長 ◆ 工藤 鉄男



皆さん、こんにちは。平成29年6月25日(日)に行われました(公社)日本柔道整復師会の平成29年度定時総会・役員改選で

は、代議員各位から前任期中の施策および業界改革へのご理解とご支援を賜り、選挙による無益な対立をつくることもなく3期目の会長の職に就かせていただくことができましたことをご報告させていただきます。

また、業界を取り巻く環境が激変するであろう今後2年間の業界改革の舵取りを、引き続き私に付託して下さった多くの会員の皆様に心より深くお礼申し上げます。

さて、現職に着任以降のこの4年間、立ち止まることなく全身全霊全力で推し進めてまいりました柔整業界の制度と教育といった二つの改革につきましては、柔整業界を取り巻く内外のさまざまな圧力もありましたが、それらに振り回されることもなく、ほぼ公益社団法人日整が描いたとおりの安定的な結果を出すことができたと自負しています。

もちろん、今回厚労省が保険者代表や医師等の有識者を交え、11回にも及ぶ「柔整療養費検討専門委員会」で慎重な議論を重ね、まとめ上げ示した結論は、ただの偶然の産物などではありません。何度も困難な交渉の繰り返しがあったことは皆様もご存知のとおりです。そして、それこそは、日整自身が明確な目標を設定し、そこに向かって積極的に働き掛けを行い、決して諦めなかったことの証しです。なぜなら、今回専門委員会で決定した18項目には、幾つかの想定外の項目も盛り込ま

れ、実施時期にも多少の遅れなどが出てしまうなど、100%希望どおりの結果とは言えませんが、それでも今回決定したほとんどの内容は、日整執行部があらかじめ想定してきたものに限りなく近いものばかりです。

また、増加の一途をたどる柔整養成校の乱立問題の解決と安定的な業界秩序を実現するため、ようやく厚労省が重い腰をあげて「カリキュラム等改善検討会」を設置し、養成校の水準の管理と柔道整復師の資質向上を目指す教育改革が急速に進められました。

厚労省は、療養費検討専門委員会も含めたこれら二つの改革のために厚労省内の保険局と医政局にそれぞれ委員会を設置するという、これまでにない大転換の改革姿勢を実施しました。それさえも、日整自身が、その場の勢いや成り行きだけの自論を展開し、裏付けを求められると途端に萎んでしまった、これまでの場渡り的な交渉方法を自ら改め、国に必要な施策を進めてもらうための軸をつくるため、柔整業界が「国民のために」残るべき真の理由とその意義を改革の中心軸に置いて、そこから全てを組み立てる方法に変更し、多方面に積極的に働き掛けを繰り返した成果だと言えます。

そして、それまで既卒開業者の業界内でのみ取り組んできたさまざまな改革の手を、あえて教育現場を含む柔整業界全域を鳥瞰する大規模なものへと目標修正をしました。

それは、業界の入口の時点で、良貨と悪貨の資格者が同時に作られてしまう現在の環境を何としても正す必要があったからです。自己利益を守るための批判の声も一部にはありましたが、この改革の方向性は、日本医師会をはじめ、最終的に多方面から非常に高い評価を受けています。

そして、養成校が企業であるが故に背負う「経営や利益追求」という点を教育倫理よりも最優先してしまう養成校が増加し、あるべき柔整教育の理想を遥かに逸脱してしまうのなら「国民のため」に存在すべき柔整業界の未来を構築するには、何としてもこの二つの改革を勇気を持って実行に移す必要があったのです。

更に、既に開業している柔道整復師についても、柔整療養費の根幹となる「協定」を国民目線で見直すところから、全てのピースをもう一度組み立て直す必要がありました。ここでも、施術者利益を最優先させるべきとの声もありましたが、国が受領委任の使用を「正しく請求する柔道整復師」に限定する方向性を打ち出した以上、柔道整復自体の信頼回復こそが第一となります。

しかし、こうした視点と思考は、実はこれまでも公益社団日整の組織の根底で、脈々と流れ続けてきた「利他」の精神そのものであり、公益社団会員にとっては、全く違和感のないものでした。

つまり、今回の改革は、実は柔整業界を元に戻す「温故知新」的な意味合いでもありました。もちろん、全てを昔の形に戻すのではなく、今の国民のニーズに合わせた新しいものに創り替える必要があります。

その上で、本来「性善説」で組み立てられてきた柔整業界の仕組みの緩さや甘さに付け込み、そこに根を張った「利を己に」を第一とする輩の浸食を許し続けてしまった柔整業界の大改革が必要となったわけです。

それが、先の学生（業界入口部分）では「カリキュラム変更」による資質向上であり、資格を取得し開業した後に療養費の請求をする場合には3年間の実務経験と研修・講習を義務付ける「施術管理者の要件強化」であり、請求可能になった後も、新たに設定する全国統一の審査基準に合った正しい請求をしなければ「審査会の権限強化」によって厳しく審査されることになるという三段仕掛けだったわけです。これらは、全て時間軸で順番に一本に繋がっています。そして、最後の仕上げ部分には、業界の出口に当たる「支払い基金」があります。ここでは電子請求が必須となりますが、一部でのモデル事業の模索が進められており、改革の四段ステップは凡の方向性は既に決定しています。

もちろん、改革はまだ完結したわけではありません。専門委員会で決定した各項目は、ある意味では「料理の御品書き」のようなものです。その味付けについては、これから1年程の時間をかけて詳細な調理方法等を緻密に創り上げていくことになります。

以上のように柔整本来の根幹部分については、ほぼ日整の設計図通りで進んでいます。我われは、次なる「2030年問題」等の時代変化への対応をも考慮しています。それは、日本の人口構造変化による社会保障自体の今後を見据えたものとして、高齢化、少子化、医療資源不足、在宅、といった今後この国が抱えるテーマに対応できる方向性の模索でなければなりません。

具体的には、介護とその周辺で、外傷以外の高齢者へのケアを対象にした取り組みです。来年には、医療と介護の同時改定があります。そこまでに結論を出すのは少々難しいかもしれませんが、その先をも見据え、いま急ピッチで対応策を進めています。

また、現在抱えている多くの作業を更に効率よく実現させるために、今年度の役員改選を機に日整組織の大改造を行いました。詳しくは別ページで報告しますが、保険制度や行政との交渉力強化を目指した新「総務部」と、交渉のための基データ作りや、これまで遅れていた会員獲得および管理作業を独立させた「政策部」など、部署の新設や、部署の名称と担当範囲の見直しを行い、これまで以上に作業の効率化を進めています。

そして、目標に向けて決して屈することのない剛健な意志を内に秘め、外部には柔軟に対応する「外柔内剛」の姿勢で、この難局に対応してまいりたいと思います。

今後とも、会員諸氏のご理解ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

透かし文字の説明

今回は、柔道の極意でもある“柔軟さや技が、強烈な外力に打ち勝つ”という「柔能く剛を制す」という意味をも含み、更にいかなるものにも決して屈することのない剛健な意志を内に秘め、強大で圧倒的な力を持つ外圧に対し、さまざまな工夫を凝らして柔軟に接し対応していく姿勢こそが、この激動の時代の柔整に必要であると考え、『柔』『剛』の二文字を本文の背景に透かし文字で配置し表現しました。

実績の工藤会長を3選

制度改革へ全幅の信頼



公益社団法人日本柔道整復師会（以下、日整）は、平成29年6月25日（日）正午から日本柔整会館で通常総会を開催した。平成28年度決算案と平成29年度会費免除者などを上程議案として審議、賛成多数で理事者提案どおり承認可決された。

任期満了に伴う役員の選任では、業界の現状と将来を的確に捉え、制度改革などで実績を上げた工藤鉄男会長に全幅の信頼が寄せられ、会長選は他に立候補者なく3選となった。平成12年以降、大きな改正が行われていなかった柔道整復学校養成施設（以下、養成校）のカリキュラム変更（改善）の実現、受領委任の取り扱いにおいて3年の実務経験と研修受講が義務化されるなど、日整の強い進言による歴史的改革となったことで高い評価を受けている。副会長選も定数2名以外に立候補者なく、工藤会長を支えてきた萩原正和副会長（北海道会長）と松岡保副会長（福岡県会長）が選定された。萩原副会長は3期目、松岡副会長は通算3期目となる。今期も正副会長は東西にバランスが取れた体制となった。

理事選（会長候補および副会長候補を除く）は、定数11～16名のところ19名の立候補があり、代議員による選任投票の結果、14名が過半数の賛成を得て選任された。（選任投票結果別掲） 監事選任においては定数2名以外に立候補者なく、嶋谷清会員（石川県会長）と寺本欽弥会員（大阪府元副会長）が選任された。嶋谷会員は初、寺本会員は2期目となる。

日整最高栄誉賞として柔道整復師業界の発展に著しく寄与した会員に贈られる『帰一賞』は、これまでの『帰一功労賞』と『帰一学術賞』に加え、今回から新たに『帰一精錬賞』が制定され日整3賞となり、『帰一功労賞』は6名、『帰一精錬賞』には26名の会員が受賞の栄に浴された。『帰一精錬賞』は、長年にわたり柔道の指導を通じて青少年少女の健全育成をすることにより、地域社会に貢献し、その功績顕著である会員に授与する日整最高栄誉賞の一つ。『精錬』の名称は、全日本柔道連盟の新会長になられた日整顧問の山下泰裕先生が発案され、命名されたものである。これまで今回の受賞者を含め、帰一功労賞271名、帰一学術賞40名、帰一精錬賞26名の方々が受賞されている。（受賞者名と写真は別掲）

今期から常置機関として新たに政策部と事業部を設置し、既設の経理部は財務部、学術部は学術教育部、広報部と国際部を合わせ渉外部に改称した。総務部と保険部の名称はそのままであり、7部会がそれぞれの活動使命をもってスタートした。

日整3賞は『三本の矢』

“人づくり”に敬意と感謝

豊嶋良一総務部長の司会で始まり、萩原正和副会長が総会の進行予定を説明し、滞りなく進行していった。総会に先立ち平成28年度に亡くなられた81名の会員に黙祷が捧げられた。続いて本会の最高栄誉賞である『帰一賞』の授与式があった。これまでの『帰一功労賞』と『帰一学術賞』に加え、今回から新たに『帰一精錬賞』が制定され、『帰一功労賞』は6名、『帰一精錬賞』には26名、計32名の会員が受賞の栄に浴された。



工藤鉄男会長は、表彰された方々に「誠におめでとうございます。全日本柔道連盟の新会長になられた山下泰裕先生に命名してもらった『帰一精錬賞』をもって日整の『三本の矢』を立てることができました。一つは、業界発展のために尽くしていただいた『帰一功労賞』、柔道整復技術を発展させるためには学術の研鑽が必要ということで『帰一学術賞』、そして、柔道整復師の職業で柔道の指導を通じて人づくりをしていただいた『帰一精錬賞』の三つです。

柔道整復師の心構えとして日本をはじめ世界にも堂々と誇れるものと思います。WHOは、この職業が“人づくり”と“医療”に繋がり、人類への奉仕になっているということで高く評価し、日本の伝統医療として認めてくれました。

これまで人づくりに貢献された先生方に、日整歴代の会長の思いを込め、改めて深く感謝いたします。これからも地域で“青少年の健全育成と人づくり”にご協力していただくことを切にお願い申し上げます。また現執行部を代表して本日受賞された先生方へ、深い敬意と感謝を込めてお祝いの言葉といたします」と述べた。

高い志と誇り持つ(受賞者代表謝辞)



受賞者を代表して及川磨会員は「一人の力では微々たるものでありますが、会員はじめ多くの方々に、長年にわたり、陰で支えていただきながら事に当たることができたお陰です。お世話になった方々への思いを忘れず、日整会員として高い志と誇りを持って職務に一生懸命取り組んでいく所存です。厳しく難しい状況の中、会員の生活の安定と社会的地位の向上に繋がる諸活動には、より積極的に関わり、真摯に取り組むこととお約束し、お礼の言葉とします」と謝辞を述べた。

101歳の近藤会員(広島県)を長寿表彰

続いて本会で初めての長寿表彰があった。長寿表彰は、年齢が100歳以上および会員歴が40年以上の会員を対象とする。今回は日整会員歴60年以上で101歳になられた広島県柔道整復師会の近藤祐利会員を表彰し、同会の伊達琢磨会長に記念の盾をお渡しした。

この後、総会としての会長挨拶があった。(要旨は次ページに掲載)

教育改革・受領委任制度



長年にわたり柔道を通して人づくりに貢献された先輩方を称える『帰一精錬賞』を新たに制定いたしました。その功績のあった多くの先生方が先ほど受賞の栄に浴されました。先生方には心から敬意を表しますとともにご同慶の至りに存じます。

この2年間、都道府県の指導的立場である会長をはじめ代議員の先生方には、柔道整復師の過多や右肩下りの経営環境の中で、日整の方針に沿って適正な会務運営と会員指導にご苦勞をされており、ここに改めて衷心よりお礼を申し上げます。

日整会員数は年々、減少傾向にあります。新しく開業する柔道整復師が日整以外の団体へ入会、あるいはどの団体にも属さない柔道整復師（両者を個人契約という）が増えています。このことで日整会員の増加が見込めないのであれば、業界の将来に多大な影響を及ぼすことになります。柔道整復師の供給過多を含め、この憂慮すべき状況は国が規制緩和を実施したことによります。しかし、不正行為は個人の資質の問題であり、規制緩和と直接の関係はないと思われますが、予防策は絶対に講じていかなければなりません。日整執行部はこうした現状を踏まえ、

知恵と工夫を凝らし、真に国民から求められるより良い恒久的な制度へ積極的に取り組んでおります。

カリキュラム改正し教育内容向上

一つは養成校の教育改革です。医療技術の高度化に伴い、質の良い柔道整復師を誕生させるためには、養成校の教育内容の向上を図らなければなりません。その趣旨と改革案を、まず日本医師会会長の横倉義武先生にお示しいたし、賛同を得ました。そのお墨付きを基に顧問団の先生方に説明してご理解をいただき、柔道整復研修試験財団（試験財団）や柔道整復学校協会（学校協会）など関係団体と協力しながら現状の段階になっております。

具体的にはカリキュラムの改正です。卒業するまでに必要な総単位数を85単位から99単位以上へ引き上げ、履修時間についても1,530時間から2,750時間以上と設定し、平成30年4月の入学生から適用されます。学生の臨床実習を、柔道整復師の施術所において要件を満たすことにより、受け入れが可能となりました。意向としては日整会員の施術所を中心に実施していきたいので、担当の萩原副会長が試験財団でこの仕組みを検討しているところです。

受領委任の取扱い 3年の実務必須

二つ目は制度の問題が改正されます。平成30年4月から、柔道整復療養費（療養費）の受領委任を取り扱う「施術管理者」になる場合は、資格取得後に「3年間の実務経験」を有し、「16時間以上、2日間程度の研修」の受講が必要となります。つまり、この要件を満たさなければ施術管理者として接骨院や整骨院を開設することができなくなる、ということです。もちろん公的医療保険を使わなければ資格取得後に即開業できます。この場合「療養費の償還払い」は可能です。

皆さんの施術所で実務経験を積める状況がつけられるよう、当該勤務柔道整復師の報酬などを含め、厚労省に交渉して内容を詰めてまいります。実務経験を積む場合、保険医療機関へ就職する柔道整復師

改革・審査会権限強化の実現へ

もいるでしょう。この場合の実務年数については医師会と話し合って答えを出していきたいと思っています。

道德教育の充実と人づくり

この大きな目的は道德教育にあります。元々日本で生まれた武士道は、学校教育でもない、宗教的教育でもない、企業的教育でもありません。家庭内において、お父さんとお母さんが「悪いことをしてはいけません、こういうことをしてはいけません」と、子供たちを躾てきました。これは日本の武士道精神が道德精神に繋がっていたからです。今は家庭や学校での道德教育の観念が薄れつつあるように思われます。家庭で「人様に迷惑を掛けてはいけません」と言うのと、子供は親に抵抗して家から出ていってしまうこともあるようです。日本の武士道精神を理解しなければ日本の道德観念は消え去っていくものと思います。

それでは、誰がこの日本で生まれた日本人としての道德を教えるのか。そういうことを考えたときに、この実務や研修受講の段階で道德を教え、その効果が高められる仕組みをつくった場合、どうでしょうか。柔道整復師の存在が更に意義あるものとして厚労省や社会と交渉ができます。我われの施術所に勤務した柔道整復師の資質を向上させ、倫理観をしっかり身に付けていけるよう、「道德教育の充実」と「人づくり」に大きな目標を持ち取り組んでまいります。

審査会権限強化で二次点検の陳腐化

三つ目は公的審査会の権限強化です。これは皆さんの所の調査を厳しくするというものではありません。保険者の委託により、支給申請書の二次点検という形で我われの所に来ている患者さんに対し理不尽な照会をして、接骨院への通院を抑制している調査会社のことは皆さんもご承知であると思います。そういう調査会社が存在しなくても済むような権限の強い公的審査会にすることに奮励してまいります。かつて医師会も同じような調査会社があったと聞い

ています。しかし、電子請求の導入により消滅していったとのことでした。

世界医師会の次期会長に決定した日本医師会の横倉義武先生（日医からは武見太郎先生、坪井栄孝先生に次いで3人目）は、『和して同ぜず』を座右の銘にしておられ、お会いする機会にはお話しをさせていただき、ご指導をいただいております。このように日本医師会とは信頼関係が築かれつつあります。その前提として、こちら側から礼儀をわきまえて接し、伝統医療の重要性をご理解いただいているからです。

大切なのは医師会との連携

ご承知のように日本は、他国が経験したことのない超高齢社会になり、2025年問題が目前となっています。地域包括ケアシステムが本格的に始まったとき、人が足りなくて、患者さんや要介護者を自宅で面倒を見なくてはならない状況になってきます。そのときに、まず医師会との連携を更に図り、在宅医療に参入していかなければなりません。地域の発展のために、これから皆さんの役目がますます大きくなっていきます。

内閣官房長官を歴任された故・梶山静六先生は、『愛郷無限』を政治家としての信条にしておられました。意味は故郷を心から愛し郷土の人びとの幸福を無限に願うことです。これは「地域の発展なくして国の発展はない」「国の発展がなければ地域の発展もない」という相互作用に繋がっていきます。業界におきましては、47都道府県の柔道整復師会が日整にいろいろな意味で協力できるように、日整も皆さんに情報提供していくことで組織全体が価値観を共有でき、発展に繋がってまいります。

この総会を機会に、思っていることがあればどんどんお申し出ください。質問したい人は積極的に質問してください。私が今お話ししたとおり『愛郷無限』の精神で取り組めば、この業界は間違いなく良くなると思いますので、これからも絶大なるご協力をよろしくお願いいたします。

議長に及川磨 代議員 副議長には平良光政 代議員



総会の議長および副議長は、定款第16条の規定により出席した代議員の中から選任することになっている。司会者が選任について議場に諮ったところ執行部に一任された。司会者は議長に岩手県の及川磨代議員、副議長には沖縄県の平良光政代議員を指名し、両名を議場に諮ったところ、挙手多数で選任され、以後、及川議長と平良副議長が登壇し議事進行を務めた。

総会は、定款第17条に基づき代議員総数104名の過半数53名以上の出席により成立する。及川議長は、代議員総数104名中、103名の出席者を確認。代理人選任届によるもの1名を告げ、通常総会は有効成立することを報告した。

次に、東京都の浜口高史会員ほか、14名の会員の傍聴願いを「議事規程第7条」に基づき、許可した。議事録署名人には、群馬県の深澤雅浩・京都府の柴田宗宣両代議員が指名され、議事に入った。

第1号議案「平成28年度決算案の承認について」を議決



及川議長は、「平成28年度事業報告」及び「平成28年度監査報告」は報告事項で審議対象外であるが、第1号議案「平成28年度決算案の承認について」の関連事項のため理事者から説明を受けたい旨を述べた。豊嶋総務部長は「平成28年度事業報告」、佐藤金一経理部長は「平成28年度決算案の承認について」をそれぞれ大要説明した。

監査報告について内山富之・寺本欽弥両監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査したことを報告。この後、第1号議案「平成28年度決算案の承認につい



て」の審議に入り、理事者提案どおり決定した。

「事業報告等に係る提出書」を一任

及川議長は、豊嶋部長から提案された「内閣府へ『事業報告等に係る提出書』を提出する際、内閣府の指導により変更の必要性が生じた場合、基本的部分についての変更を伴わないときは、理事者にその対応を一任する」ことを議場に諮り決定した。

第2号議案「平成29度会費免除者の承認について」89名を承認

平成29年度会費免除者について、豊嶋総務部長が下記のAとBを説明し、賛成多数により理事者の提案どおり89名の会員が会費免除者として承認され決定した。



- A. 終身免除者（会費・負担金を40年以上完納し、満85歳以上の者）59名（内新規終身免除者12名）
- B. 所得等に関する免除者（年間収入が160万以下の者）30名

第3議案「役員の選任について」

第4議案「会長及び副会長の選定につて」

理事（会長候補及び副会長候補を除く）14名が選任される

第3議案「役員の選任について」ならびに4議案「会長及び副会長の選定について」は議長から一括上程された。「選挙管理委員会規程第16条」において、「総会の議長は選任に関する事項を宣言した後に、委員会に選任事務を移行させる」との規定に基づき、11名の選挙管理委員により執行されることになり、委員長に深井伸之代議員、副委員長には片岡祥二代議員が就いた。（選任・選定結果別掲）

○理事（会長候補）の選任・選定結果
〈定数1名〉

投票総数104票

工藤鉄男（東京都）104票

○理事（副会長候補）の選任・選定結果
〈定数2名〉

投票総数104票

萩原正和（北海道）104票

松岡 保（福岡県）104票

○監事の選任結果〈定数2名〉

投票総数104票

嶋谷 清（石川県）104票

寺本欽弥（大阪府）104票

理事（会長候補及び副会長候補を除く）の選任結果
投票総数104票

定数11～16名※13名以上選任された場合、再投票は行わない

	氏名（受付順）		得票	結果
1	伊藤 宣人	三重県	67	当
2	原 正和	和歌山県	59	当
3	渡邊 寛	埼玉県	48	
4	市川 善章	茨城県	57	当
5	川口 貴弘	奈良県	62	当
6	三橋 裕之	東京都	65	当
7	伊藤 述史	東京都	66	当
8	長尾 淳彦	京都府	71	当
9	安田 剛	大阪府	51	
10	和田 秀樹	神奈川県	65	当
11	富岡 周三	岡山県	46	
12	石原 誠	香川県	67	当
13	徳山 健司	大阪府	52	
14	林 豊輝	富山県	59	当
15	佐藤 金一	青森県	52	
16	富永 敬二	佐賀県	58	当
17	森川 伸治	愛知県	88	当
18	豊嶋 良一	宮城県	61	当
19	大藤 忠昭	群馬県	75	当

業界発展・人づくり 地道な活動に花開く 32名の会員に帰一賞

〔帰一功労賞〕

佐藤金一 及川 磨 洞口 直 高橋政夫 三橋裕之 内山富之

〔帰一精錬賞〕

池内廣之	市川 建	倉井洋治	小坂敏幸	杉崎彰彦	英 道生	小川高巧
石井洋秀	加藤 学	向山一夫	梅津勝子	高木志行	長澤 亨	西村義人
高宮 廣	村山良治	辻 重親	石川裕章	白井康二	大石 康	中田喜代司
前田敏一	栗原壽雄	森下高明	松本裕司	見原道生		

《 帰一賞 》とは

『帰一賞』は、講道館柔道の創始者である嘉納治五郎先生の雅号『帰一斎』と、『整骨新書』の著者であり、江戸時代の整骨医の中で学識人格共に優れた各務文献先生の雅号『帰一堂』の双方に因んで命名され、柔道整復師界の発展に著しく寄与した会員に贈られる日整最高栄誉賞として、昭和46年に制定された。今年度から『帰一功労賞』と『帰一学術賞』に加え、新たに『帰一精錬賞』が制定され日整3賞となり、『帰一功労賞』は6名、『帰一精錬賞』には26名の会員が受賞の栄に浴された。『帰一精錬賞』は、長年にわたり柔道の指導を通じて青少年少女の健全育成をすることにより、地域社会に貢献し、その功績顕著である会員に授与する日整最高栄誉賞の一つ。『精錬』の名称は、全日本柔道連盟の新会長になられた日整顧問の山下泰裕先生が発案され、命名されたものである。これまで今回の受賞者を含め、帰一功労賞271名、帰一学術賞40名、帰一精錬賞26名の方々が受賞されている。

歸一功勞賞



歸一精鍊賞



役員就任挨拶

副会長 萩原 正和



日整代議員の方々をはじめ会員皆様方のご支援の下、再度、日整副会長に選任いただき、深く感謝申し上げます。

少しでも良い環境づくりのため、日整副会長として業界改革

を推し進め、会発展のために尽くしてまいります所存です。

柔整業界環境の厳しさ、日整組織率の低下、そして会員所得の減収を背景に、工藤会長指導の下、日整組織構成の大幅な再編をし、少人数精鋭での事業活動に入りました。

強い日整による指導力と盤石な体制確立のためにも、都道府県社団の協調性と公益活動が社会的認知へ繋がり、行政との信頼関係構築にも至ると思っておりますので、今後とも会員皆様方や関係各位のご支援とご理解、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

副会長 松岡 保



このたびの役員改選において通算3期目となる副会長職の重責を担うことになりました。

これもひとえに皆様方の温かいご支援の賜物と心より深く感謝申し上げます次第です。

皆様ご承知のように、柔整業界は大きな転換期を迎え、待ったなしで次のステージに進もうとしています。

業界を代表する全国組織の公益法人である日本柔道整復師会の伝統と信頼を守り、地域格差はありますが、都市圏だけではない地方も意識した現場主義を貫いて、着実に責務を果たす所存です。

萩原副会長と共に工藤会長を補佐し、理事者全員のチームワークを大切にしていきたいと考えております。引き続き皆様のご理解と、ご協力をお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

理事(政策部長) 豊嶋 良一



このたびの役員改選において新部署である政策部長を拝命いたしました。

主な仕事内容といたしましては、

○施術の経営に関する課題

○業務拡大の課題

○行政への要望の課題

○各部の事業に関し横断的に提案することなどを主としますが、私が最終的に目指すものは、会員が普通に生活できるようにすることだと思っています。外圧に対する課題、例えば、個人契約者との差別化、請求代行業者の問題、チェーン展開している接骨院の問題などの対策として制度改革を実現しました。しかし、いくら制度改革を日整執行部が踏ん張っても、各都道府県、各地域の柔道整復師会の理解と応援がなければ、机上の議論にしかありません。それぞれの柔道整復師会の事情があるのは百も承知ですが、一層のご協力の程よろしく願いいたします。

理事(総務部長) 三橋 裕之



6月の役員改選において、再び理事として選任いただきました。昨年度は保険部長として8回開催された社会保障審議会柔整療養費検討専門委員会において委員として日整を代表し発言

する機会を得て、日整が主張した全ての制度改革案を実現する方向で、まとめあげることができました。現在も実施に向けた厚労省との打合せを継続しているところであります。また、このたびは組織再編に伴い「総務部長」を拝命し工藤会長からは厚労省はじめ各省庁とのパイプ役を継続し保険部長を助けるよう指示を受けました。これからも今まで以上に「利他の精神」で日整のため、柔整業界のために頑張っております。引き続き皆様のご理解、ご協力賜りたくよろしくお願い申し上げます。

理事(財務部長) 石原 誠



このたび、理事に再就任させていただきました石原誠（香川県）でございます。

急激な人口減少と超高齢化時代という現実の社会環境の中での、厳しい業界の現況を見据え、将来を的確に予測しながら、国民や行政に信頼される創造性豊かに活性力ある日整を構築しなければなりません。47都道府県社団が不変の団結を持って、常に公正、公平な連携協力関係を保ちながらの日整運営を推進してまいります。もとより浅学非才ではございますが、この大役を命じられた上は、力の限り日整ならびに業界の発展に専心努力いたす所存でございますので、今後とも格段のご支援ご鞭撻を賜りますよう謹んでお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

理事(保険部長) 森川 伸治



このたび、全国の代議員の皆様方よりご信任を賜り、理事・保険部長という重責を拝命いたしました。これもひとえに会員の皆様方の温かいご支援の賜物と心より深く感謝申し上げます。

昨今、我が業界が非常に厳しい状況の中で、工藤会長を中心に進めてきた「公的審査会の権限強化」、「施術管理者の要件の見直し」、「柔整学校カリキュラム等の改正」は必ず実効性のあるものとして継続させなければなりません。改選前には広報部長として責務を果たしてまいりましたが、その経験を活かし、三橋前保険部長のご指導の下、松岡担当副会長、伊藤担当理事、そして保険部員のお力添えをいただき一致団結してこの難題を克服していきます。皆様方の絶大なるご支援ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

理事(渉外部長) 富永 敬二



このたびの日整役員改選において、理事に選任いただきました。これもひとえに多くの会員の皆様方の温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。渉外部長を拝命いたしました。

我われ業界を取り巻く環境は、年々厳しさを増しておりますが、難題山積する中で、一つひとつ前へ進めていかなければなりません。

柔道整復師とは何か、常に原点を見つめ、日整会員の目線に立って、柔道整復師に対する熱い思いで、また、今までの職務と経験を基に、業界ならびに日整の発展のため、微力ながら頑張っている所存であります。会員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げ就任の挨拶とさせていただきます。

理事(学術教育部長) 長尾 淳彦



患者さんへの安心安全な柔道整復提供のための学術教育部。

学術教育部の仕事は後述の「安全」という種を会員の皆様に提供することと考えております。柔道整復師が治療をしていく上での根本は患者さんとの「信頼」です。

「信頼」は、「安全」の証明を積み重ね「安心」の感情を得ることです。

「科学で証明される客観的事実」「科学的評価によってもたらされる事実」が「安全」です。知識と技術は「柔道整復安全」の基礎です。高い倫理観が「柔道整復安心」の基礎となるものです。柔道整復師が「誇り」を持って患者さんに「安心」を与えられるように学術教育部ではニーズに合った研修や資料を提供して最新の知識を得て柔道整復技術に反映させていきます。ご協力のほど、お願いいたします。

理事(事業部長) 大藤 忠昭



このたび、日整役員改選におきまして全国代議員の先生方のご支援を賜り、理事に選任いただき、新しい業務分掌体制となり、事業部長を拝命いたしました。

業界は今、療養費検討専門委員会と、これと平行して開催されたカリキュラム等改善検討会を経て大きく変わろうとしています。

日整は、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに全面的協力することになっております。

事業部として何をしなくてはならないのか、全国の先生方からお知恵をいただきながら常に会員の立場を第一に考え、職務を全うしていく所存です。ご指導ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

理事(政策室長) 市川 善章

このたびの役員改選において、再び理事に選任され、政策部の担当理事を拝命いたしました。これもひとえに、多くの会員の皆様方の温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

我われ柔整業界を取り巻く環境は、今なお厳しい状況が続いております。

この厳しい現状のさまざまな問題を解明し、その対策を考え、実現するため政策を立案し、政策実現に向けた調整等が自分に与えられた使命と考えております。

したがって、時代の流れを真摯に受け止め、日整がこれまで進めてきた柔整業界の「改革」を更に前へと進め、その結果を皆様にお示しする重要な年があります。

失われつつある柔道整復師の信頼を取り戻すため、常に先を見据え、不退転の決意で対応に当たります。

今後とも会員の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。

理事(総務部担当) 川口 貴弘

このたび日整役員改選におきまして全国代議員の先生方よりご信任を賜り、総務部理事を担当いたします奈良県の川口貴弘でございます

2025年には団塊の世代が後期高齢者となり柔道整復師の働きが今まで以上に重要となります、国民の皆様にとって身近なゲートキーパーとしての接骨院、機能訓練指導員としての柔道整復師が地域包括ケアに貢献できるような基盤づくりが大切であると考えております

養成校卒業後も接骨院に勤務することなく介護施設やスポーツジムに就職する柔道整復師の皆様にも入会していただける日整になれるよう、時代に即した未来に繋がる活動を精進してまいります

今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます

理事(財務部担当) 伊藤 述史

平成29年度の役員改選において、理事に選任されました東京都の伊藤述史でございます。

新しい時代の新しい日整を創るため「歴史と伝統」を守り、明るい未来への「改革」を全力で進めていきたいと思っております。そのためにも最高決定機関である理事会を最大限尊重し、情報の共有化を図らなければならないと考えます。スピードを持った情報公開が社会から求められていると思っております。

今期は、財務部を担当することになり、会員の期待に応えるため、透明性のある組織運営をしなければならないと考えております。

豊かな人間性と誇りを持った柔道整復師が社会に貢献し、日々の施術に当たることができるよう、微力ではありますが邁進する所存です。

理事(保険部担当) 伊藤 宣人

全国代議員の先生方のご支援を賜り保険部担当理事として3期目の理事に就任させていただきました。改めましてお礼を申し上げます。

昨年は柔整療養費の不正受給に係る問題におきまして国は大きな制度改革を巡られました。また、柔道整復療養費検討専門委員として専門委員会に出席をさせていただき、実に年間8回も開催され昭和46年以来の改正を目指しました。喫緊の課題であります施術管理者の要件ならびに審査会の権限強化等が順次、実施されていきます。

工藤会長をはじめ森川新保険部長と共に新執行部一丸となって頑張っていかなければなりません。どうかご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

理事(渉外部担当) 原 正和

広報部・国際部が統合された渉外部の担当となりました。そのほかにもマスメディア対応、WHOに関することなど、幅広い守備範囲となりました。

昨年末に立ち上げました

Facebook ページも多くの方に見ていただいているようで、日整の活動を会員のみならず一般の方にも理解してもらえよう一層の情報発信に努めてまいりたいと思っております。

また、都道府県社団に情報提供をお願いすることもあるかと思いますが、ご協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

2 年間どうぞよろしくお願いいたします。

理事(学術教育部担当) 林 豊輝



このたび、役員改選において、全国の多くの代議員の皆様方よりご支援を賜り理事に就任させていただきました林豊輝でございます。改めましてお礼申し上げます。

学術教育部理事として、担当副会長、学術教育部長、ならびに学術教育部員と力を合わせ精一杯努力してまいります。新しい日整を創るため改革を進め良い結果も出てきており、そのことを会員の皆様にご理解していただき、共に難局を乗り越え、社団の会員数を増し明るい日整社団にしていきたいと思っております。

皆様のご支援とご協力を心からお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

理事(事業部担当) 和田 秀樹



新しい年度を迎え、このたび、定例総会におきまして事業部担当理事に選任されました 和田秀樹でございます。今期から、新設された事業部では、本会が主催する柔道大会をはじめ、多くのスポーツ競技大会を通して、青少年の健全育成および柔道整復師の心身向上を目指すとともに、

2019年ラグビーワールドカップや2020年東京オリンピック・パラリンピック等の世界的なスポーツ大会に積極的に参画することで、柔道整復師の活躍する場面を拡充させ、社会的地位の向上を目標としております。微力非才の身ではございますが、本会ならびに柔道整復師の更なる発展に全力を傾注いたす所存でございます。何とぞご高承の上、よろしくお願い申し上げます。

監事 嶋谷 清



先に開催されました、公益社団法人日本柔道整復師会通常総会において監事に選任いただきました石川県の嶋谷清です。

会員の皆さんには、それぞれの立場、地域においてご活躍をされておられることと拝察いたします。

皆さんご承知のように柔道整復師業界は時代とともに多方面において変化してきておりますが、私は、そのための改革も必要とされてきたところであると思っております。

今後、多くの政策が立案され事業展開されることと思いますが、確実に前進することを期待し、監事の立場から、理事の業務執行、財務状況等について与えられた職務を遂行してまいりたいと思っております。

会員皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げて新任の挨拶といたします。

監事 寺本 欽弥



このたび、監事に選任されました大阪の寺本欽弥でございます。

今季 2 期目の監事を務めるに当たり、ご挨拶申し上げます。

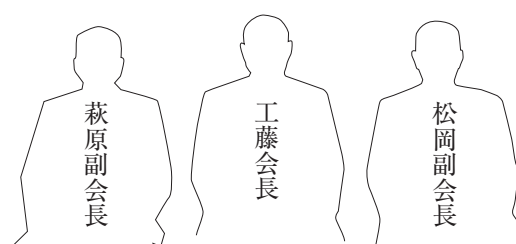
昨年日本柔道整復師会の執行につきましては、工藤会長以下副会長、理事の方々に、業務の効率化と事業の見直しを行っていただき会費減額以来、初めての黒字決算となりました。

本会は今季、制度改革に迅速に対応するため、前期のうちに組織改革を行い戦略的な事業の執行体制を組みました。事案はかなりの増加が見込まれますが、その中でも効率化を忘れず事業を執行していただくように努めます。

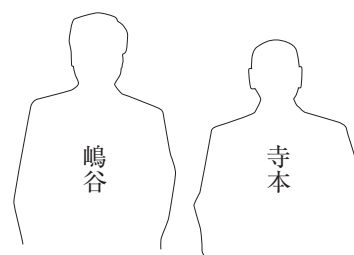
皆様のご協力をよろしくお願いします。



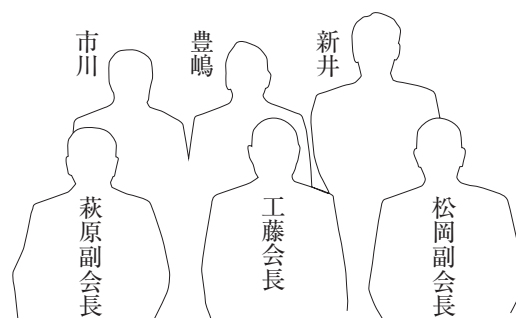
会長・副会長



監事

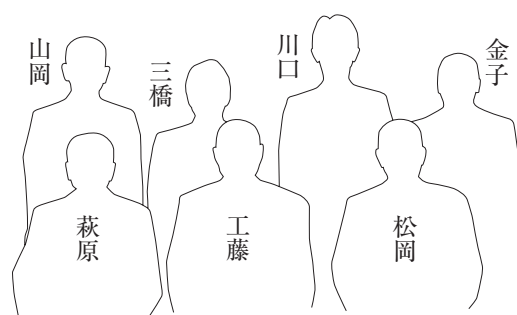


政策部

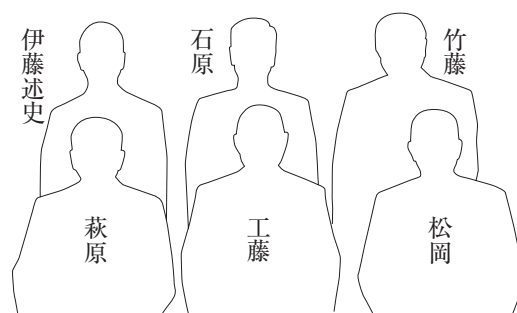




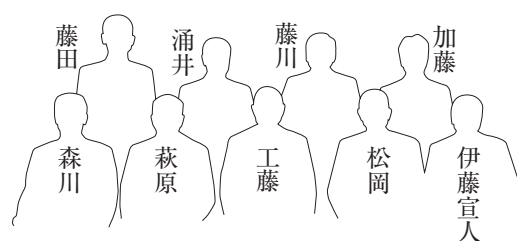
総務部



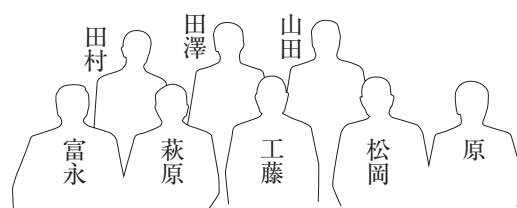
財務部



保険部

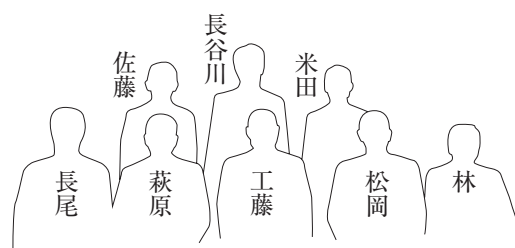


渉外部

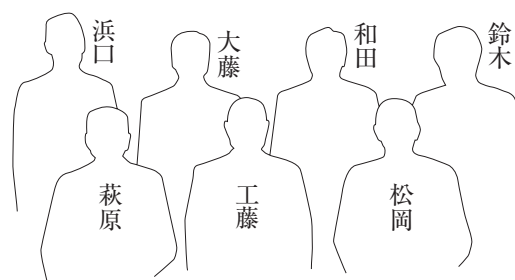




学術教育部



事業部



特別諮問委員



職 務 分 担 表



2017. 7. 27 現在

「和」を以て、 日整物語の完成へ 「制度改革」全て実夢に



平成29年6月25日(日)に公益社団法人として3回目となる任期満了に伴う役員改選が行われ、再選された工藤鉄男会長率いる2名の副会長、14名の理事と監事2名が選任され、工藤体制3期目がスタートした。

平成29年6月29日(木)には日本柔整会館において、午後2時から各部会を開いた。総務部、保険部、今期から常置機関として新たに設置された政策部、事業部、改称された財務部、学術教育部、渉外部の7部会はそれぞれ新たな活動方針および事業内容を検討し、日整が更に発展、前進していくよう最善を尽くすことを誓い合った。

午後4時30分からは東天紅において、日整合同部会が開催された。

三橋裕之総務部長の司会進行で、萩原正和副会長が開会の辞を述べた。挨拶に立った工藤鉄男会長は、3期目となる執行部の先導役として承諾していただいたことに感謝の言葉を述べ、「日整は、介護政策分野での活躍の推進、三者協定の大幅な改正、柔道整復療養費にかかる審査体制の強化、柔道整復師養成でのカリキュラム改正と国家試験問題の改革を『制度改革』の目標として実施してきた。改革の素案を厚労省、政治家、保険者、医師会の先生方に見ていただき大変なご尽力をいただいて進めてきた。新しい執行部は全ての改革の実夢に向けてしっかりと



と進まなければいけない。私たちは今足元だけを見るのではなく、これから柔道整復師になろうという人たちの思いを委託されている。前を向いて改革に力を注いでいこう」と力強い決意を示した。

続いて、公益社団法人日本医師会常任理事の釜范敏先生を講師に迎え基調講演が行われた。先生は「医師の団体の在り方検討委員会について」と題して、国民の皆さんが求めている医療の在り方に沿ってやっていかなければならない。骨折・脱臼の扱いについては非観血的に行う優れた技量を大切にしなければならない。子供のころ、左の大腿骨を骨折し、小児科である父が近くの信頼している柔道整復師に治療していただくことを決断し、治していただいた。柔道整復師の団体の在り方について改革していくところを更に進め、国民の皆様により適切な医療を提供できるように、日整と医師会がしっかりと手を携えてやっていきたいと、強い願いを込めて今日ここに伺ったと、力強い言葉で語られた。

次に各部ごと役員・部員・職員一同が登壇し、工藤会長を中心に団結、会員と業界発展のために少数精鋭で全力で取り組んでいく決意と今年度の目標を一人ずつ全員が述べた。

最後に工藤会長が登壇し、今年は、医療の未発展のベトナムにおいて国際医療財団で医師会・看護協会など共同で柔道整復術を紹介し、地域の人たちの健康に役立てる事業にも入り込んでいく。国民が必要とする真の姿をつくり上げていくのに医師会や全ての方々の応援をいただいて、その日整の姿をしっかりと社会に示していきたい。皆さんで協力し合って「和」を以て、日整の物語を完成させようと、力強く決意を語った。

最後に、松岡保副会長が閉会の辞を述べ終了した。

柔道整復師のための



楽しい統計学

入門編

横浜創英大学教授 星山 佳治

第3回 / 因果関係

●公衆衛生学、疫学、統計学

みなさんは「公衆衛生学」という言葉を知っていると思いますが、公衆衛生の目的は、

①疾病の予防、②健康増進、③寿命の延長の3つです。

この目的を達成するための方法論を提供するのが「えきがく疫学（ヒトを対象とした観察研究）」であり、得られた結果を裏付けるのが「統計学」なのです。つまり、これらは3点セットになっていて、互いに関係し合っているのです。

そこで今回は、統計学で必要な考え方を深めるため、疫学における「因果関係」の判断基準などについて考えてみることにします。

●医療関連分野における原因

- ①日本の夏は湿度が高いので蒸し暑い。
- ②患者に薬を処方する。
患者がそれを飲んで病気が治った。
- ③マウスに毒性のある餌を与えた。
その後マウスが死んだ。

上の①～③のうち、「因果関係がある」と確実に判断できるのはどれでしょうか？

答えは、①だけです。

その理由は「原因：湿度が高い」という事実があって、それが「結果：蒸し暑い」という事実につながるため、これは疑う余地がありません。

そもそも「因果関係」の「因果」とは、「原因と結果」を示す言葉で、ある事実と別のある事実との間に発生する、「原因」と「結果」の関係のことです。ここに関係性が見出せなければ「因果関係がある」

とは言えないわけです。

②の場合については「薬を飲まなかった場合」はどうなるのか？という視点を考慮する必要があります。例えば、薬を飲んで7日で治ったとしても、逆に薬を飲まずに放っておいたら3日で治ってしまったかもしれません。

「薬を飲んだから治った」という事実があっても「薬を飲まなくても治った」という事実や可能性が考えられるとしたら、その検証結果がないまま、直ちにその二つに因果関係があるとは判断できないのです。

③の場合も、毒性のある餌を与えなくてもマウスが死んでしまう可能性もあります。あるいは、与えた毒に対して耐性があるこのマウスには効かなかった場合でも、そのときたまたま寿命が来て死んでしまった可能性は否定できません。これも②と同様に、マウスが死んでしまった理由が、与えた餌の毒性にあったとは直ちに断定できず、そこに因果関係があるとは判断できないわけです。

しかし、②の場合に、薬を飲んだ時に病気が治り、薬を飲まなかったときには、決して病気が治らないのであれば「病気が治った」その原因は「薬を飲んだ」ことだと判断できることになります。



③も同様で、たくさんのマウスに同時に毒性のある同じ餌を与えて、全てのマウスが同様に死んでしまったとすれば「マウスが死んだ」その原因は「与えた餌の毒性にある＝因果関係がある」と判断してもよいわけです。

●病気の原因

では、次に少し違った見方をしてみます。

例えば「肺がんの原因は？」と聞かれたら、まず「喫煙」を考える人が多いと思います。

しかし、喫煙が原因の肺がんは全体の75%で、残りの25%には別の原因があることが分かっています。ということは「肺がんの原因は喫煙である」と言い切ることはできませんね。

ところが【「喫煙が原因の肺がん」を「喫煙性肺がん」と診断する】という診断基準をつくってしまうと、「喫煙性肺がん」の原因は100%「喫煙」ということになります。

何だか当たり前のことをあえて難しく言っているような気もしますが、もう少し簡単に整理してみますと「すべての肺がん」を対象とする場合には「喫煙」以外の原因が25%あるため、そこに因果関係があることを断定できません。

しかし「喫煙によって肺がんになった＝喫煙性肺がん」と対象範囲を限定することで「原因：喫煙」と「結果：喫煙性肺がんになった」という二つを確実に結び付けることが可能になります。言っていることは正しいのだけれど、言いたいことを明確化するために新しい規定をつくっているような感じがします。

●原因についての疫学的判断

そこで、上で見たように「ある要因」と「ある病気」との間には何かしらの関連が認められる場合、その関係性をより正確な判断をする方法として、疫学研究では、そこに因果関係があるかどうかを判断するための「検討すべき9項目」というのが設定されています。

今回は、話を分かりやすくするために「喫煙と肺がん」を例にして、特に重要な5つの項目についての説明をしてみます。

一つ目は、例えば喫煙する人はしない人に比べて10倍肺がんになりやすいと言ったら、喫煙は肺がん

の原因だという印象を強く受けますが、喫煙する人はしない人に比べて1.2倍肺がんになる可能性があると言っても、あまり「喫煙が肺がんの原因」のようには感じません。

要するに、倍率が大きい方が因果関係を考えやすいのです。これを「**強固な関連**」と呼んで、検証項目としています。

二つ目は、喫煙する人はしない人に比べて10倍肺がんになりやすいということが、イギリスでもアメリカでも日本でも見られれば、別の場所などでも繰り返し同じ関連が見られるという因果関係である可能性が高くなります。これを「**一致した関連**」と呼んでいます。

三つ目は、喫煙を始めたのが肺がんより前でなければなりません。原因が結果よりも先に起こっていないということなのです。しかし、簡単には分からない場合もあります。

例えば「イモを食べた後に屁が出た」とすると、屁が出た原因はイモである可能性が強くなりますが、屁が出た後に慌ててイモを食べても、もはやイモが原因とはならないわけです。これを「**時間的な関係**」と呼んでいます。

四つ目は、喫煙本数が10本より20本、20本より40本の方が肺がんになり易い場合、「**量反応関係**」があるといい、因果関係のある可能性が高くなります。これを「**生物学的傾きのある関係**」と呼んでいます。

最後の五つ目は、世の中からタバコを完全になくすという実験ができた場合、それで肺がんの発生が完全になくなれば、因果関係は確実にありそうです。これを「**実験的な事実**」と呼んでいます。

以上のように、疫学研究において実際に因果関係があるときには、検討すべき項目に該当する項目数が多くなってくると考えられるため、因果関係の判断をする際には、上記のような検討をする必要があるわけです。

しかし、因果関係を完全に証明するということはなかなか困難です。そこで、多くの人が納得のいく説明ができればそれで良しとします。

今日の「科学的」という言葉の意味は、寸分の狂いもなく完全な裏付けを必要としているかのように思われますが、実際には、納得のいく説明ができているという意味なのです。

原因と結果を結ぶ合理的な説明が可能な因子を、なるべく多くのデータ比較などの統計作業を行って特定しようとしているわけです。



～「保険取扱い」の

<前回までのあらすじ>

忘れてはならない「患者さんの利便性」

<歴史を知り 未来を創造>

昭和11年、柔道整復師に「療養費の受領委任」という形で公的医療保険（健康保険）の取扱いが認められた。それは東京の江東柔道整復師会（江東柔整）から始まった。当時この地区は工場地帯で、労働者の患者さんが後押しとなり、先達諸兄が血の滲むような苦勞を伴いながら請願運動を続け、ようやく特例として認められたものである。まさに「患者さんの利便性」こそ「療養費の受領委任」の原点である。このことは第1話から毎回繰り返して掲載してきた。それだけ先達諸兄の軌跡は偉大であり、柔道整復師の資格を持つ者は、こうした歴史を知り、未来を創造しながら後世に伝えていかなければならない。

<先達諸兄のたゆまぬ努力>

江東柔整が先駆をなしてから各県ごとに協定が結ばれていったが、決して平坦な道ばかりではなかった。後療は10回までと処置回数に制限があり、1部位でも負傷原因を記載するなどの付帯事項があった時期もある。各保険者との協定は、戦時下と戦後の苦難を乗り越えた後、昭和34年1月28日の国家公務員27団体と全日本柔道整復師会（全日整）との一本協定を皮切りに、国鉄・電電・専売の三公企体（現在は民営）、労災保険、自賠責保険、防衛省共済保険などの締結が相次いだ。これらは全て先達諸兄のたゆまぬ努力によるものであった。全日整は昭和48年に名称を「社団法人日本柔道整復師会（日整）」と改称した。ここから日整の出番となっていく。

<規制緩和が招いた現状>

荊棘（けいきょく）の道を歩みながら時は流れて昭和63年、日整に入会しなくても受領委任の取扱いができる「個人契約」が認められた。結果として、日整以外の柔道整復師団体と、どの団体にも属さないフリーの柔道整復師を生み出すことになった。更に平成10年には、指定規則さえ満たせば養成学校の新規設置が認められ、平成12年から養成学校の開設ラッシュが始まり、柔道整復師の大幅な増加となっている。

<業界改革 実現へ>

制度上、柔道整復師は国家試験に合格し厚生労働大臣から免許を付与されれば、療養費の受領委任に係る登録が可能であり、実務経験のないまま開業ができる仕組みになっている。日整はこの看過し難い制度の甘さに対して業界改革へ踏み出し、その制度的対応策として平成24年から公の場で議論する柔道整復療養費検討専門委員会（検討専門委員会）が、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会に設けられた。

平成29年3月21日に開催された第11回検討専門委員会では、療養費の不正請求防止対策の一つとして日整が強く進言してきた改革案が実現への運びとなった。平成30年4月から、健康保険の「療養費の受領委任」を取り扱う「施術管理者」になる場合は、資格取得後に「3年間（段階的に実施）の実務経験」を有し、「16時間以上、2日間程度の研修」の受講が必要となる。つまり、この要件を満たさなければ受領委任を取り扱う「施術管理者」として接骨院や整骨院を開業することができない。健康保険の「療養費の償還払い」であれば、資格取得後に即開業できることになっている。

「療養費」と「受領委任」は国民のための両輪

柔道整復師の階層化へ第一歩

前述のように柔道整復師は、要件を満たして健康保険の療養費を取り扱う開業者と、そうでない開業者に分かれる。後者において「療養費の償還払い」は可能である。このことは資質向上を図る階層化の第一歩であり、社会的意義がある。

実務経験の期間については要件の追加に伴う段階

実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定める予定とのこと。

- 平成30年4月から平成34年3月までに届出する場合→1年間の実務経験
- 平成34年4月から平成36年3月までに届出する場合→2年間の実務経験
- 平成36年4月以降に届出する場合→3年間の実務経験

意義と経緯～

渉外部

研修については施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容を予定とのこと。

研修時間 16時間以上2日程度

研修内容 ①職業倫理について②適切な保険請求
③適切な施術所管理④安全な臨床

「介護保険」「あはき療養費」の受領委任

周知のことであるが、受領委任は介護保険での住宅改修費などに導入されている。介護保険利用者(利用者)が在宅での生活に支障がないように、手すりを付けるなど特定の住宅改修をした場合、利用者の一時的な経済的負担を軽減するため、利用者が自己負担相当額を「受領委任取扱改修業者(改修業者)」に支払い、市などが保険給付相当額を当該改修業者に支払う方式である。一方、利用者がいったん費用の全額を改修業者に支払った後、市などから保険給付相当額の支払いを利用者が受ける「償還払い」もあり、これが原則のようである。平成30年度からは、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう(あはき)にも「療養費の受領委任」が導入される予定である。

業界の悠久の歴史

ここで「療養費」について簡潔に触れておこう。健康保険を扱っている医療機関(保険医療機関)で保険証を提示して必要な治療を受けることを「療養の給付」という。一方、やむを得ない事情で健康保険を扱っていない医療機関などにかかったときの治療費は、患者さんがいったん立て替え払いをした後、市や健康保険組合などの保険者から一部負担金を除き、「療養費の支給」として現金で払い戻しを受けることができる。これを「療養費の償還払い」という。柔道整復師業界の悠久の歴史が物語るとおり「療養費」と「受領委任」は、患者さんのために車の両輪の関係にある。よって「療養費」が存在する限り、受領委任制度は堅持されていかなければならない。

支払基金審査の道拓ける

日整広報Feel!Go! VOL.240(2017/01)に、三橋裕之保険部長が社会保険診療報酬支払基金(支払

基金)について「平成28年2月4日付の『官報』に保険者から支払基金等への事務の委託に関する事項が規定されている『省令の改正』が掲載された。その後の局長通知には、更に詳しく『保険者は、社会保険診療報酬支払基金に対して、保険給付のうち療養費、出産育児一時金等の支給に関する事務を委託することができること。(健保則第159条の7関係)』と掲載されており、『療養費』にも『支払基金』の利用が認められている。このことは柔整療養費も医科と同様の仕組みで『審査』と『支払』までがされる可能性を意味している。これには電子請求が必須条件となるので省令が改正されたからといって、すぐに実現するというわけではないが、その道が拓けたことは間違いない。このまま支払基金の利用が可能になれば、柔道整復師も支払基金に申請書を提出して審査を受けて、支払いを受けられるということになる。それは“保険者による二次点検”がなくなることの意味している。保険者自身が支払基金に審査と支払いを委託するわけであるから、保険者自身にとっては、二度手間の調査を行う必要はなくなると同時に、二重の費用を掛ける無駄が省けることにもなる」と説明している。

いずれにしても正しい保険請求をすることで柔道整復師の一人ひとりの身が守られる。そして業界と社会との信頼関係が構築されるとともに受領委任制度は堅持されていくのである。



参考文献 日整六十年史
日整社団法人設立60周年記念誌
柔道整復白書(日本柔道整復師会)
柔道整復療養費の手引き(日本柔道整復師会)
医療保険審議会「柔道整復等療養費部会」資料
第11回柔道整復療養費検討専門委員会資料
第15回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会資料
日整広報Feel!Go! VOL.240(2017/01)
社会保険診療報酬支払基金平成29年事業年度一般会計事業計画
厚生労働省保険局医療課保険医療調査室長発
施術管理者の要件について(2017/06)



日整から特別長寿表彰 近藤祐利元広島県会長101歳

平成29年6月25日(日)、公益社団法人日本柔道整復師会の通常総会において、公益法人移行前の社団法人広島県柔道接骨師会の元会長、近藤祐利先生が特別長寿表彰を受けられました。これは70年以上もの永きにわたり、本会のみならず、日整でのご活躍が柔道整復師として業界発展に寄与した功績が誠に顕著であったことが認められたものです。

その伝達式を、去る7月2日に広島県柔道整復師会館において執り行いました。表彰盾の授与は、多数の会員に見守られる中、山崎健司前会長から手渡されました。近藤先生は、満面の笑みを浮かべ「ありがとう」を繰り返されておられました。

近藤先生は大正4年11月10日生まれで今年102歳になられます。昭和10年7月に呉市仁方棧橋通りに21歳のとき近藤接骨院を開業され、本会には昭和16年7月に入会されています。その後、昭和51年8月に日整代議員になられ、翌年10月には本会の副会長に就任されています。副会長任期中の昭和58年5月の日整総会にて日整役員表彰を受けられ、同年12月には広島県より医療保険功労者として県知事表彰を受けられておられます。

昭和63年9月に本会の8代目の会長に就任され、翌年の3月からは中国ブロックの会長にも就任されました。更に、会長在職中の平成5年6月には、日整における最高栄誉賞である「帰一功労賞」を受賞されておられます。

その後は、平成9年5月までの10年間、本会会長として、また中国ブロック会長として業界の発展にご尽力をいただきました。

また、会長を退任された同年11月には勲六等单光旭日章（現在の旭日单光章）を受章されておられます。本会はもとより、柔道整復師業界全体へ貢献された功績が評価されたものであり、改めて永年の役員功勞に対し敬意を表する次第です。

現役を引退されてからも、ご子息が院長をされている接骨院に足を運ばれ、患者さんと談笑されるなど地域との交流を近年まで続けてこられました。

また、95歳を超えてからも本会の通常総会に、お住いの呉からお一人で1時間以上をかけて電車に乗ってご出席され、みんなを驚かせたことも記憶に新しく、100歳を超えた今でも本会現役会員として、会員に愛され続けている人生の大先輩です。

これまでの先生のご活躍と本会に対する貢献は、計り知れないのがあります。また、先輩方が築いていただいたものを末永く後世に残せるように現在の我われの努力が必要と痛感いたします。

最後になりますが、近藤祐利元会長から「くれぐれも皆様によろしくお伝えください」と、感謝の言葉を述べられておられましたことを申し添えて終わります。

公益社団法人広島県柔道整復師会
広報部長 藤井 毅彦



理事会だより



<平成28年度 第7回理事会>

開催場所	日本柔整会館 2 階理事会室
開催日時	平成29年 2 月23日(木) 午後 1 時～午後 4 時50分
理事現在数及び定足数	現在数18名 定足数10名
出席者	理事18名中18名出席 工藤、萩原(正)、松岡、豊嶋、佐藤、三橋、安田、森川、萩原(隆)、市川、和田、渡邊、伊藤(宣)、大藤、石原、原、伊藤(述)、富永
理事外の出席者	内山監事、寺本監事、新井情報管理室長
議長	工藤会長
司会	豊嶋総務部長
開会の辞	萩原副会長
閉会の辞	松岡副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と内山富之・寺本欽弥両監事であることを確認した。

議 題

第1号議案『柔道整復師の教育機関に係る名称と今後の方針について』

(1) 名称について

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、①教育機関の運営母体としてのNPO法人の名称は「柔道整復術教育協会(Judo-Therapeutic Educational Society: JES)」、②運営母体に付属する教育機関の名称は「柔道整復師技術大学校(Judotherapist Technical Collage: JTC)」とすることを承認可決した。

(2) 今後の方針について

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、当面の間は、学術部事業としての位置付けの下、今後、理事会で検討していくこととする提案を承認可決した。

第2号議案『部の再編等について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、今後の理事会において、まず、部の設置規程を決定し、総会までの4ヶ月間をかけて、再編後の各部の所管事項など詳細を詰めることとしてはどうか、という提案を承認可決した。

第3号議案『国際医療技術財団からの国際医療協力の紹介に係る対応について』

総務部長から議案について説明があった。平成29年1月26日の理事会において、JIMTEFから、ベトナム国における柔道整復術の展開

について紹介があったことを受け、審議の結果、当面は、国際部長が窓口となり、理事会決定を受けて対応していくことを承認可決した。

第4号議案『平成29年度事業計画(案)について』

総務部長から平成29年度事業計画書について概要説明があった。審議の結果、原案を承認可決した。

第5号議案『平成29年度収支予算(案)について』

経理部長から標記収支(損益)予算書と事業別予算内訳書等について説明があった。審議の結果、原案を承認可決した。

第6号議案『内閣府への平成28年度事業計画書等に係る提出書について』

総務部長から議案について説明があった。第4号議案及び第5号議案で承認された事業計画書、収支予算書、そして資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に、本日の議事録と併せて、内閣府に提出することを承認可決した。なお、当該提出書類について軽微な修正がある場合で、基本的部分の変更を伴わないときは、その対応を担当部署に一任することを承認可決した。

第7号議案『講師派遣依頼について(宮城県から)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、安田剛理事(学術部長)を、平成29年3月12日(日)に宮城県へ派遣することを承認可決した。

第8号議案『優等卒業生の表彰について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、平成28年度優等卒業生について、各柔道整復師養成施設から推薦のあった76名の表彰を承認可決した。

第9号議案『NHK ラジオ深夜便 定期購読の更新等について』

広報部長から議案について説明があった。審議の結果、平成28年7月号から、日整記事「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」が連載されている「NHK ラジオ深夜便」(月刊誌)について、昨年に引き続き今年も、会員施設所でのポスターの掲示ならびに日整特別価格での1年間の定期購読申込受付がある旨、都道府県柔道整復師会に連絡することを承認可決した。

第10号議案『平成29年度 産経新聞連載記事 執筆者等について』

広報部長から議案について説明があった。審議の結果、平成28年4月から「産経新聞」に連載されている日整記事「技あり!ほねつぎの健康術」について、平成29年度の執筆は、11地区に依頼することを承認可決した。

また関連で、①都道府県柔道整復師会から要望があれば、都道府県の少年柔道大会において産経新聞表彰状を出すことができること、②産経新聞電子版の紹介、③新聞購読について、総務部長から説明があり、広報部が取り纏めて対応することを承認可決した。

第11号議案『富山大学寄附講座について(2月案件:継続審議の件)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、①平成28年度をもって寄附申込みを終了する(29年度は寄附をしない)こと、②本決定に係る富山大学への伝達方法は、三役に一任することを承認可決した。なお、平成28年9月28日の理事会において、平成28年12月までに本件に係る結論を得ることとしていたが、評価書などの提出が遅れたことから、平成29年2月理事会での審議となっている。

第12号議案『事務局長の辞職の承認について』

総務部長から議案について説明があり、平成29年2月20日付け退職願を承認した。

報告事項

- ① 職務執行状況報告について
- ② レセプト調査会社追加アンケートの結果について
- ③ 平成28年度会費未納者一覧
- ④ 代議員及び補欠代議員選出について
- ⑤ 平成28年度末の在籍会員報告について
- ⑥ 選挙管理委員会 正副委員長について
- ⑦ 通常総会開催について
- ⑧ 理事会議事録について

- ⑨ 修正提出書について(内閣府提出書類)
 - ⑩ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事(柔道整復師から学ぶコツコツ健康術)
 - ⑪ 産経新聞掲載記事(技あり!ほねつぎの健康術)
 - ⑫ 災害支援金使途内容報告
 - ⑬ JIMTEF 災害医療研修について
 - ⑭ 予算管理月報(12月分)
 - ⑮ 経理部会報告
 - ⑯ 週刊社会保障記事No.2909(柔整療養費検討専門委員会関係)
 - ⑰ 公認私的研究会の廃止申請について
 - ⑱ 平成29年度学術派遣講師演題一覧
 - ⑲ 各部報告
- Yahoo ニュース 2017.2.2記事
 中日新聞記事2017.1.31記事
 日整HP・フェイスブックページへの公益活動掲載について

＜平成28年度 第8回理事会＞

開催場所	日本柔整会館 2 階理事会室
開催日時	平成29年 3 月22日(水) 午後 1 時～午後 4 時50分
理事現在数及び定足数	現在数18名 定足数10名
出席者	理事18名中18名出席 工藤、萩原(正)、松岡、豊嶋、佐藤、三橋、安田、森川、萩原(隆)、市川、和田、渡邊、伊藤(宣)、大藤、石原、原、伊藤(述)、富永
理事外の出席者	内山監事、寺本監事
議長	工藤会長
司会	豊嶋総務部長
開会の辞	松岡副会長
閉会の辞	萩原副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と内山富之・寺本欽弥両監事であることを確認した。

議 題

第1号議案『部の再編等について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、再編後の部の編成は、「総務部」、「財務部」、「保険部」、「渉外部」、「学術教育部」、「事業部」、「政策部」として検討を進めることを承認可決した。

第2号議案『会費未納者の除籍手続きについて』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、3 月末日までに会費納入がない会員については、手続きに従って除籍することを承認可決した。

第3号議案『日整全国少年柔道大会・日整全国少年柔道形競技会・日整全国柔道大会の実施要項等について』

総務部長から議案について説明があった。平成29年10月 8 日(日)実施予定の標記大会実施要項について、審議の結果、IJF から新ルールが発表されたが、日整の大会においては昨年同様のルールで実施することを承認可決した。

第4号議案『大分県柔道整復師会創立70周年記念式典における表彰申請について』

総務部長から議案について説明があった。大分県から申請のあった大分県柔道整復師会創立70周年記念式典における表彰について審議し、会長表彰 1 名、会長感謝状 2 名、永年表彰 6 名の表彰を承認可決した。

第5号議案『選挙管理委員会委員について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、平成29年 1 月26日の理事会において決定した選挙管理委員会委員11名のうち、加藤隆(北海道)、清水隆(山梨県)の 2 名が委員を辞任したことに伴い、小池良二(北海道)、片岡祥二(栃木県)の 2 名を、平成29年 3 月22日付で選挙管理委員会委員として委嘱すること、任期は前任者の残任期間とすることを承認可決した。

第6号議案『講師派遣依頼について(福島県から)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、工藤鉄男会長を平成29年 4 月 9 日(日)に福島県へ派遣することを承認可決した。

第7号議案『産経新聞社からのご案内』

広報部長から議案について説明があった。審議の結果、産経新聞社からあった案内(①要望があれば、都道府県の少年柔道大会、少年柔道形競技会で産経賞状が贈られること、②産経電子版の購読について、③産経新聞、サンケイスポーツの新規購読者紹介について)を、都道府県柔道整復師会へ発出することについて承認可決した。

第8号議案『i-Padの買換えについて』

広報部長から議案について説明があった。平成26年 1 月から理事会にペーパーレス化の一環として導入した i-Pad について、審議の結果、機種や料金を踏まえ、平成29年 6 月の改選時に買換えることを承認可決した。

第9号議案『災害協定書例等の送付について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、平成28年 9 月28日の理事会において、「日本柔道整復師会並びに都道府県柔道整復師会における災害対策の基本理念及び基本方針等」が承認可決され、そこで日整が例を示すこととしていた、①各都道府県柔道整復師会が地方公共団体及び日赤都道府県支部と締結する「災害協定例」、②「DJAT 設置規程例」について、都道府県柔道整復師会へ発出することを承認可決した。

報告事項

- ① 富山大学寄附講座に係る対応報告
- ② 柔道大会功労表彰者の調査について
- ③ 少年柔道大会、少年柔道形競技会助成について
- ④ 理事会議事録について
- ⑤ 産経新聞掲載記事(技あり!ほねつぎの健康術)
- ⑥ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事(柔道整復師から学ぶコツコツ健康術)
- ⑦ 書籍「多職種連携で支える災害医療」について
- ⑧ 日本経済新聞(2017.3.9)記事(専門職業大学について)
- ⑨ 予算管理月報(1 月分)
- ⑩ 経理部会報告
- ⑪ 社会保険旬報(No.2668)記事(検討専門委員会関係)
- ⑫ 公認私的研究会の廃止申請について
- ⑬ 日整主催学術大会記事の執筆について
- ⑭ 会長会資料について
- ⑮ 各部報告

平成28年度 独立行政法人 日本スポーツ振興センター
 学校安全推進会議について

＜平成29年度 第1回理事会＞

開催場所	日本柔整会館 2 階理事会室
開催日時	平成29年 4 月20日(木) 午後 1 時～午後 3 時25分
理事現在数及び定足数	現在数18名 定足数10名
出席者	理事18名中18名出席 工藤、萩原(正)、松岡、豊嶋、佐藤、三橋、安田、森川、萩原(隆)、市川、和田、渡邊、伊藤(宣)、大藤、石原、原、

理事外の出席者	伊藤(述)、富永
議長	内山監事、寺本監事
司会	工藤会長
開会の辞	豊嶋総務部長
閉会の辞	萩原副会長
	松岡副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と内山富之・寺本欽弥両監事であることを確認した。

議 題

第1号議案『部の再編等について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、先の理事会で検討した再編後の7部に係る、各部所管事業の割り振り及び部に所属する課室について、本理事会の議論を踏まえスケジュールどおり進めることについて承認可決した。

第2号議案『各部会等に係る正副会長の対応(出席)について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、各部会時の正副会長の出席については、重要案件の検討等、必要な場合には出席してもらうが、基本的には、出席しなくても良いこととする提案を承認可決した。

第3号議案『役員選任に関する申し合わせ事項等について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、基本的部分は前回同様の内容となっている「役員選任に関する申し合わせ事項」案について、詳細の決定は選挙管理委員会に一任することを承認可決した。

第4号議案『会費免除申請について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、新規終身免除申請12名、所得等に関する免除申請30名について承認可決した。

第5号議案『帰一賞の推薦について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、申請のあった帰一功労賞6名、帰一精錬賞26名について承認可決した。なお、各受賞者は下記のとおり(敬称略、順不同)。

《帰一功労賞》

佐藤金一(青森県)、及川磨(岩手県)、洞口直(宮城県)、高橋政夫(千葉県)、三橋裕之(東京都)、内山富之(長野県)

《帰一精錬賞》

池内廣之(茨城県)、市川建(栃木県)、倉井洋治(栃木県)、小坂敏幸(千葉県)、杉崎彰彦(千葉県)、英道生(神奈川県)、小川高巧(神奈川県)、石井洋秀(神奈川県)、加藤学(神奈川県)、向山一夫(山梨県)、梅津勝子(東京都)、高木志行(東京都)、長澤亨(東京都)、西村義人(東京都)、高宮廣(東京都)、村山良治(長野県)、辻重親(福井県)、石川裕章(静岡県)、白井康二(静岡県)、大石康(愛知県)、中田喜代司(岐阜県)、前田敏一(滋賀県)、栗原壽雄(京都府)、森下高明(兵庫県)、松本裕司(香川県)、見原道生(宮崎県)

第6号議案『長寿表彰について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、申請のあった長寿表彰1名(広島県 近藤祐利会員)について並びに長寿表彰楯及びその文面案について承認可決した。

第7号議案『日整組織率向上に係る一案(退会者等への対応)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、日整会員拡充のための具体的な検討を進めることを承認可決した。

第8号議案『臨床実習に関する対応について』

萩原担当副会長から議案について説明があった。柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正が平成29年4月1日に施行されたことにより、要件を満たせば都道府県柔道整復師会の会員施術所においても、専門学校等の学生を実習生として受け入れ、臨床実習を行

うことが可能となったことに係る対応について、日整と全国柔道整復学校協会との「臨床実習に関する協定書(案)」などを検討し、提案どおり承認可決した。

第9号議案『独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全推進会議委員の推薦について』

前委員であった萩原副会長から、独立行政法人日本スポーツ振興センターから依頼の、学校安全推進会議委員の任期満了に係る委員の推薦について説明があった。審議の結果、松岡副会長を委員(任期:平成29年5月1日から平成31年3月31日)として推薦することを承認可決した。

第10号議案『レセプト用紙の印刷について』

保険部長から議案について説明があった。従来、療養費支給申請書の印刷は、日整を通して一括発注依頼していたが、発注量の落ち込みや紙代の高騰などによる用紙単価増高傾向に加え、各柔道整復師会単位での印刷の要望がある状況を踏まえて検討した結果、今後は、都道府県柔道整復師会において個別印刷発注とすること、また、個別対応が困難な地域は、日整が業者等の情報をサポートすることを承認可決した。

報告事項

- ① 会費未納者の除籍通知について
- ② 平成28年度末日整会員年度末各種集計資料
- ③ 代議員定数について
- ④ 第25回柔道整復師国家試験合格者状況
- ⑤ 第37回全国少年柔道大会での形演武について
- ⑥ 理事会議事録について
- ⑦ 産経新聞掲載記事(技あり!ほねつぎの健康術)
- ⑧ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事(柔道整復師から学ぶコツコツ健康術)
- ⑨ 柔道整復師国家試験改善検討委員会委員就任について(試験財団)
- ⑩ JIMTEF災害医療研修について
- ⑪ 柔道整復師連携フォーラムについて
- ⑫ 予算管理月報(3月分)
- ⑬ 経理部会報告
- ⑭ 公認私的研究会廃止申請等について
- ⑮ 各部報告

<平成29年度 第2回理事会>

開催場所	日本柔整会館2階大会議室
開催日時	平成29年6月6日(火)午後1時～午後3時25分
理事現在数及び定足数	現在数18名 定足数10名
出席者	理事18名中18名出席 工藤、萩原(正)、松岡、豊嶋、佐藤、三橋、安田、森川、萩原(隆)、市川、和田、渡邊、伊藤(宣)、大藤、石原、原、伊藤(述)、富永
理事外の出席者	内山監事、寺本監事
議長	工藤会長
司会	豊嶋総務部長
開会の辞	松岡副会長
閉会の辞	萩原副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と内山富之・寺本欽弥両監事であることを確認した。

議 題

第1号議案『部の再編等について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、これまで数回に亘って理事会で検討を重ねてきた内容を踏まえた「公益社団法人日本柔道整復師会常置機関設置規程」及び「公益社団法人日本柔道整復師会常置機関所管事項規程」（いずれも平成29年6月25日施行）について承認可決した。

第2号議案『通常総会について』

(1)平成28年度事業報告について

総務部長から標記について説明があり、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(2)平成28年度決算案について

経理部長から、平成28年度の貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録等の決算書類と予備費の使用について説明があり、審議の結果、標記について原案どおり承認可決した。また、監事から適正であった旨、監査報告がされた。

(3)平成29年度会費免除者案について

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、新規の終身免除として12名、所得等に関する免除として30名について、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(4)役員の選任について

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、任期満了に伴う「役員の選任」について、立候補届受付締切の6月2日正午までに届出のあった立候補者について確認し、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(5)会長及び副会長の選定について

総務部長から議案について説明があった。「会長及び副会長の選定」について、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(6)通常総会の議題等について

総務部長から、通常総会における議題は、(1)平成28年度決算案の承認について、(2)平成29年度会費免除者案の承認について、(3)役員の選任について、(4)会長及び副会長の選定について、以上4点とすること。並びに、報告事項は、(1)平成28年度事業報告、(2)平成28年度監査報告 とする旨の説明があり、審議の結果、承認可決された。

(7)通常総会開催通知について

総務部長から、平成29年6月25日開催予定の通常総会開催通知における、「お知らせとお願い」、「代理人選任届」、「議決権行使書」など記載内容について並びに同通知を6月10日までに代議員宛て及び参考資料として都道府県柔道整復師会へ発出することの説明があり、審議の結果、承認可決した。

(8)通常総会の議長、副議長並びに議事録署名人について

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、通常総会の議長を及川磨会員(岩手県)、副議長を平良光政会員(沖縄県)とすること、議事録署名人候補については、総務部一任とすることを承認可決した。

(9)帰一賞等授与式について

総務部長から議案について説明があった。通常総会当日に行われる標記授与式について、今年度は受賞者が多く、例年とは異なる方法、席次で対応すること、また、その詳細については、総務部および広報部一任とすることを承認可決した。

第3号議案『事業報告等に係る内閣府への提出書類について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、6月25日の通常総会において、平成28年度事業報告がなされ、平成28年度決算案が可決された後、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第22条第1項の規定に基づき、内閣府に「事業報告等に係る提出書」を提出すること、また、内閣府の指導により、報告書に変更の必要性が生じた場合で、基本的部分についての変更を伴わないときは、その対応を担当部署に一任することを承認可決した。

第4号議案『選挙管理委員会から確認事項(役員選任フロー、集計方法について)』

選挙管理委員会から確認事項として挙げられた標記内容について、総務部長から説明があった。

(1)役員選任フローについて

選挙で定数に満たなかった場合、日を改めた総会で決定するまでは、不足名分を「前任者」が務めることとし、その「前任者」の決定方法は、平成27年度改選時の得票数順とすること、得票数が同数の場合は選挙管理委員会が抽選で順位を定めることとする、前回選挙時のルールと同様の流れで実施することを、審議の結果、承認可決した。

(2)投票用紙に係る集計方法について

前回選挙時は手作業で行っていた標記集計方法について、今年度は手作業での集計を取止め、東京都柔道整復師会(以下、都柔整という。)の選挙で使用した実績のあるソフトを使用すること、また、専用のパソコン等器材一式を都柔整からレンタルすることを、審議の結果、承認可決した。

第5号議案『富山大学寄附講座について』

総務部長から議案について説明があった。公益事業として実施してきた当寄付金の残額について、審議の結果、日整に返還してもらうことを承認可決した。

第6号議案『i-Pad変更に係る機種や料金等について』

総務部長から議案について説明があった。i-Padを新機種に移行することについて、平成29年3月22日の理事会において決定したことを受け、3社相見積りの結果を検討し、今後はレンタルのi-Padを日整負担で使用する、2年ごとに機種変をすること、詳細は総務部に一任することを承認可決した。

第7号議案『公認私的研究会の新規登録等について』

学術部長から議案について説明があった。審議の結果、新規登録申請2件(秋田県中央地区柔整研究会(秋田県)、秋田県北区柔整研究会(秋田県))を承認可決した。なお関連で、廃止届3件(増田臨床学研究会(埼玉県)、西大宮病院病接連携カンファレンス(埼玉県)、士二番協会(滋賀県))等について報告がされた。

第8号議案『第15回医療オリンピックC-1について』

総務部長から議案について説明があった。依頼のあった標記イベントに対する日整の後援名義使用について、審議の結果、承認可決した。

第9号議案『ベトナム派遣について(JIMTEF関連)』

総務部長から議案について説明があった。JIMTEFから依頼のあった、ベトナムへの派遣について、審議の結果、萩原正和副会長をJIMTEF負担で派遣することを承認可決した。

報告事項

- ① 平成29年 春の褒章・叙勲受章者
- ② 選挙管理委員会 副委員長について
- ③ 業界説明会について
- ④ 日整組織率強化に係る対応について(アンケート)
- ⑤ 理事会議事録について
- ⑥ 産経新聞掲載記事(技あり!ほねつぎの健康術)
- ⑦ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事(柔道整復師から学ぶコツコツ健康術)
- ⑧ JIMTEF 災害医療研修について
- ⑨ 柔道整復研修試験財団に係る報告
- ⑩ 予算管理月報(4月分)
- ⑪ 経理部会報告
- ⑫ 厚生労働委員会会議録抜粋
- ⑬ 療養費検討専門委員会について
- ⑭ 学術生涯学習講習会タイムスケジュール案について
- ⑮ NHK ラジオ深夜便及び産経新聞申込状況の進捗等
- ⑯ 各部報告

<平成29年度 第3回理事会>

開催場所	日本柔整会館2階役員室
開催日時	平成29年6月25日(日)午後3時40分～午後4時
理事現在数及び定足数	現在数17名 定足数9名
出席者	理事17名中17名出席 工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋、石原、森川、富永、長尾、大藤、市川、川口、伊藤(述)、伊藤(宣)、原、林、和田
理事外の出席者	嶋谷監事、寺本監事
議長	工藤会長
司会	豊嶋総務部長
開会の辞	萩原副会長
閉会の辞	萩原副会長

会議の概要

最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と嶋谷清、寺本欽弥両監事であることを確認した。

議 題

第1号議案『各部担当役員について』

議長から標記についてについて説明があった。審議の結果、次のとおり承認可決した。

政策部・総務部・渉外部担当副会長 萩原正和(北海道)
財務部・保険部・学術教育部・事業部担当副会長 松岡 保(福岡県)
政策部長 豊嶋良一(宮城県)、政策部担当理事 市川善章(茨城県)
総務部長 三橋裕之(東京都)、総務部担当理事 川口貴弘(奈良県)
財務部長 石原 誠(香川県)、財務部担当理事 伊藤述史(東京都)
保険部長 森川伸治(愛知県)、保険部担当理事 伊藤宣人(三重県)
渉外部長 富永敬二(佐賀県)、渉外部担当理事 原 正和(和歌山県)
学術教育部長 長尾淳彦(京都府)、学術教育部担当理事 林 豊輝(富山県)
事業部長 大藤忠昭(群馬県)、事業部担当理事 和田秀樹(神奈川県)

第2号議案『役員報酬について』

議長から標記について説明があった。審議の結果、理事の報酬月額是从前どおりとする提案を承認可決した。なお、監事の報酬については監事の協議により定めるものとした。

第3号議案『柔道整復師養成施設での職業教育分野別第三者評価モデル事業の外部評価委員の推薦について』

議長から標記について説明があった。審議の結果、三役に一任する旨、承認可決した。

報告事項

- ① 都道府県柔道整復師会 役員名簿
- ② 「日整広報はつらつ」掲載 役員就任挨拶文について
- ③ 合同部会懇親会について
- ④ 柔道整復師養成施設での職業教育分野別第三者評価モデル事業の推進委員の推薦について
- ⑤ i-Padの貸与について

<平成29年度 第4回理事会>

開催場所	日本柔整会館2階大会議室
開催日時	平成29年6月29日(木)正午～午後1時
理事現在数及び定足数	現在数17名 定足数9名
出席者	理理事17名中17名出席 工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋、石原、森川、富永、長尾、大藤、市川、川口、伊藤(述)、伊藤(宣)、原、林、和田
理事外の出席者	嶋谷監事、寺本監事

議長	工藤会長
司会	三橋総務部長
開会の辞	萩原副会長
閉会の辞	松岡副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と嶋谷清、寺本欽弥両監事であることを確認した。

議 題

第1号議案『各部会の構成について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、担当部員などについて、以下のとおり承認可決した。(敬称略・順不同)

政策部 政策室長 市川善章(茨城県)
情報管理室長 新井 宏(東京都)
総務部 山岡 昭(千葉県)、金子益美(新潟県)
財務部 竹藤敏夫(茨城県)
保険部 藤田正一(青森県)、酒井正彦(長野県)、藤川和秀(愛知県)、加藤弘幸(広島県)
渉外部 田村 清(群馬県)、田澤裕二(神奈川県)、山田俊志(石川県)
学術教育部 佐藤和伸(東京都)、長谷川貴一(愛知県)、米田博伸(奈良県)
事業部 浜口高史(東京都)、鈴木 努(静岡県)
特別諮問委員 佐藤金一(青森県)、櫻田裕(宮城県)、齋藤勝典(山形県)、片岡祥二(栃木県)、大河原 晃(埼玉県)、金井英樹(埼玉県)、宮下治由(福井県)、小澤喜一(静岡県)、三谷 誉(愛知県)、鹿野道郎(岐阜県)、岩本芳照(兵庫県)、徳山健司(大阪府)、富岡周三(岡山県)、加藤和信(大分県)、安東鉄男(大分県)、隈本圭吾(佐賀県)、松村圭一郎(熊本県)

第2号議案『特別諮問委員に関する内規(案)について』

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、「特別諮問委員に関する内規」(案)について、平成29年6月29日付で施行することを承認可決した。なお、特別諮問委員は、政策部の管理下に置かれ、委員の任務は、政策部のオブザーバーおよび各部に対する過去の経験を活かしたサポート役とすること等が、本内規に規定された。

第3号議案『ベトナム派遣について(JIMTEF 関連)』

渉外部長から標記について説明があった。平成29年6月6日の理事会において、萩原副会長のベトナム派遣が決定している(費用JIMTEF負担)が、加えて、渉外部員である神奈川の田澤裕二部員を日整負担で派遣することについて、審議の結果、承認可決した。

第4号議案『2017年第1回柔道救護担当者講習会開催について』

事業部長から標記について説明があった。全柔連の医科学委員会が主催する、平成29年7月29日開催の柔道救護担当者講習会への受講者について、審議の結果、オリパラ等を見据えて、田澤裕二会員(神奈川県)、田澤俊二会員(神奈川県)、金井英樹会員(埼玉県)、原沢研祐会員(群馬県)を日整から派遣することを承認可決した。

第5号議案『その他(役員部員代議員名簿等の各県へ送付について)』

総務部長から標記について説明があった。標記名簿の取扱いについて、個人情報保護法の観点留意して対応することを再確認し、審議の結果、都道府県柔道整復師会へ送付することを承認可決した。

報告事項

- ① 役員部員名簿
- ② 代議員名簿(H29.6.25現在)
- ③ 学校協会との打合せ会について
- ④ 富山大学寄附講座 寄附金残額について
- ⑤ 各部報告
事務分担当表

日 整 関 係

平成29年 4 月

日付	曜日	会 議 等	出 席 者
4	火	入学式（帝京大学グループ）	工藤
5	水	経理部会	
6	木	部長連絡会議	
8	土	入学式（北信越柔整専門学校）	木山
9	日	福島県前期研修会	新井
16	日	青森県少年柔道大会・形競技大会	工藤
17	月	学術部会	
19	水	保険部会（医療課）	
20	木	理事会	

※出席者の名前と役職を列記します

工藤……………工藤日整会長
萩原……………萩原日整副会長
松岡……………松岡日整副会長
豊嶋……………豊嶋日整総務部長
佐藤……………佐藤日整経理部長
三橋……………三橋日整保険部長
安田……………安田日整学術部長
内山……………内山日整監事
寺本……………寺本日整監事
新井……………新井日整情報室長
木山……………木山日整特別相談役

平成29年 5 月

日付	曜日	会 議 等	出 席 者
2	火	第2回選挙管理委員会	
9	火	経理部会	
12	金	コンプライアンス委員会	工藤、豊嶋
10	水	部長連絡会議	
28	日	大分県柔道整復師会創立70周年記念式典	工藤、豊嶋、三橋
31	水	経理部会	

平成29年 6 月

日付	曜日	会 議 等	出 席 者
2	金	立候補締切り	
3・4	土・日	第8回 JIMTEF 災害医療研修ベーシックコース	
5	月	監査会	工藤、内山、寺本、豊嶋、佐藤
6	火	部長連絡会議 理事会	
10・11	土・日	中国学術大会鳥取大会	工藤、萩原、松岡、安田
13	火	広報部会	
17・18	土・日	北信越学術大会長野大会	工藤、萩原、松岡、安田
21	水	総務部会	
24	土	柔道整復接骨医学会通常総会	松岡
25	日	第3回選挙管理委員会 通常総会 理事会	
29	木	理事会 各部部会 合同部会懇親会	
30	金	業界説明会（北海道柔道整復専門学校）	萩原、豊嶋

平成29年度 日整主催学術大会一覧

地区	担当都道府県	学会大会名称	開催予定日
東 京	(公社)東京都柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第36回東京学術大会	9月17日(日)
近 畿	(公社)和歌山県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第42回近畿学術大会 和歌山大会	10月1日(日)
東 海	(公社)三重県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第52回東海学術大会 三重大会	12月3日(日)
関 東	(公社)千葉県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第40回関東学術大会 千葉大会	平成30年3月10・11日(土・日)

平成29年度 周年記念式典開催日

都道府県	式典名称	開催日・会場
(公社) 福岡県柔道整復師会	創立91周年・社団法人設立40周年・ 協同組合設立18周年記念式典	平成29年9月3日(日) ホテルニューオータニ博多
(公社) 佐賀県柔道整復師会	創立80周年・社団法人設立40周年記念式典	平成29年10月22日(日) ホテルニューオータニ佐賀
(公社) 香川県柔道整復師会	創立90周年・社団法人設立40周年・ 協同組合設立10周年記念式典	平成29年10月29日(日) JRホテルクレメント高松
(公社) 新潟県柔道整復師会	創立90周年・ 協同組合設立20周年記念式典	平成29年11月4日(土) ANAクラウンプラザホテル新潟



『声』をお聞かせください

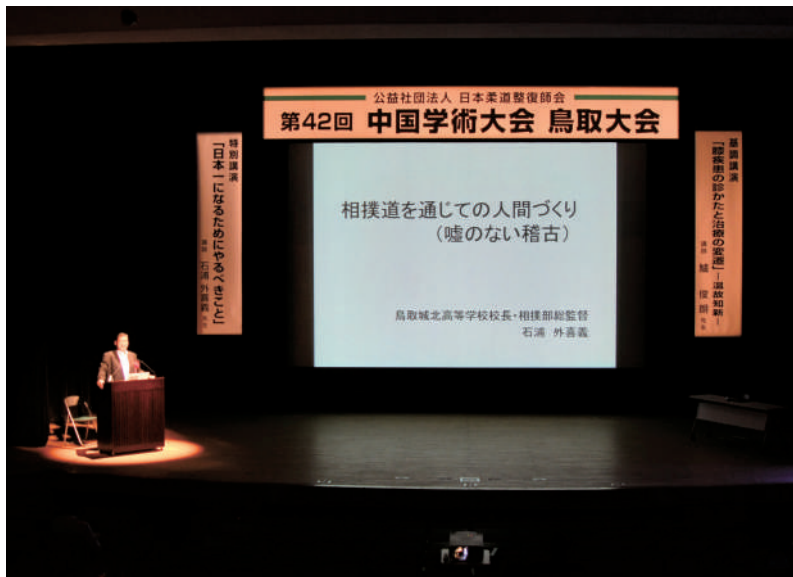
組織の活性化と業界発展に尽くす機関誌として
「日整広報Feel! Go!」を成長させていきたいと思ひます。
どうぞ「日整広報Feel! Go!」についてご意見、ご希望等、
みなさまの『声』をお聞かせください。

宛先 E-mail: kouhou@shadan-nissei.or.jp 日整渉外部
Fax : 03-3822-2475 日整事務局

「日整広報Feel! Go!」発行の御案内

発行予定日	2017年11月20日 (秋 号) Vol.243	原稿締切	2017年 9月20日
	2018年 1月20日 (新年号) Vol.244	原稿締切	2017年11月20日
	2018年 4月20日 (春 号) Vol.245	原稿締切	2018年 2月20日
	2018年 8月20日 (夏 号) Vol.246	原稿締切	2018年 6月20日

聴衆を魅了した“人づくり”の講演



「要旨」

鳥取城北高校に着任後、土俵のないところから相撲部を作り育て、2年目で中国大会団体初優勝、3年目にしてインターハイ初出場団体3位に入賞しました。

今までに全国大会団体優勝28回、高校横綱の田宮啓司（元大関琴光喜）、山口雅弘、佐々木耕大などを育てました。その他、各種大会で活躍し全国有数の強豪校に育てることができました。「嘘のない稽古」をモットーに厳しい稽古を積みました。当初は設備も不十分で暗くなると野球部のナイター照明を利用してグラウンドの片隅で稽古した

思い出もあります。稽古は厳しさのあまり生徒たちに相当恐れられていました。近頃は体罰は厳禁ですので、言葉での指導を心掛けています。時間もかかり手間も掛かります。しかし、これにより生徒のやる気を引き出すことを重要視した稽古と変わってきました。また、生徒との関係も愛情のある指導で子供たちに親しまれる指導者になっています。更に、それ以後の成績は以前に増して良好になっています。現代っ子の指導には厳しさだけではできないと思っています。

平成29年6月10・11日の両日に、鳥取市内「ホテルモナーク鳥取」で標記大会が中国ブロック公益社団法人鳥取県柔道整復師会の主管で開催された。大会には、鳥取県知事、鳥取市長や鳥取県選出の衆参議員はじめ多くの来賓方をお招きし、工藤鉄男日整会長、萩原正和副会長、松岡保副会長など多数の日整役員や全国の会長・役員の出席をいただき、実り多い学術大会となった。

大会は、岡村清史鳥取県会長の開会宣言で始まり、工藤日整会長は、挨拶の中で当面の課題である柔道整復師の機構改革に向けて厚労省と鋭意協議を続けている。管理柔道整復師などの制度創設による改革で社団所属の柔道整復師の地位向上が期待できるとのお話があり、地方在住の会員には耳新しいものがあった。

さて、前述のように数多くの団体優勝をしておりますが、インターハイ地元開催での優勝についてお話をします。地元開催の大会で地元の高校が優勝できていない現実がありました。昨年鳥取市で開催されたインターハイで地元優勝という初めての記録を残すことができました。予選1回戦では0対5と完敗しました。それでもその後の予選に勝って辛うじて決勝トーナメントに残りました。最初は地元開催ということで子供たちはガチガチに固くなり日頃の力を出せなかったためです。地元の期待が逆効果となったようです。そこで地元の利で学校の土俵に帰る心を落ち着かせるとともに、故障で休ませていたポイントゲッターがぜひ使ってくれと懇願するので、不安がありましたが出場することにしました。その子の心意気にチームの雰囲気さがらりと変わり、それまで全敗の主将も連勝し、地元の声援を力にして優勝することができました。この大会でチームの心をまとめ盛り上げることがいかに大切であることを痛感しました。

【一般公開講座】
演題「日本一になるためにやるべきこと」
講師 鳥取城北高校校長 石浦外喜義先生
【講師略歴】
1961年石川県生まれ
体重50kgで金沢高校相撲部に入部
高校3年時インターハイ団体3位
1979年日本大学に進学
1983年鳥取国体のために鳥取県教員となる。
1986年鳥取城北高校教員に就任、指導者となる。



いまは北海道から沖縄まで、また、鳥取県とモンゴルウランバートルの縁もあって留学生を受け入れております。早い子は市内の中学に転校して来る生徒もいますが高校生は全て自宅で生活を共にしており、指導が行き届くと考えています。来たときは弱いけれどあきらめず稽古することで大変強くなる子もたくさんいます。現在、大相撲では大関照の富士や逸ノ城・貴ノ岩はじめ関取5名および幕下以下5名、また、教員、企業等各方面で120名を超えるOBたちが頑張っていることを紹介しておきます。

【基調講演】

演題「膝疾患の診方と治療の変遷」

講師 尾崎病院院長 ^{すずき} 鱸 俊郎先生

「要旨」

膝の障害について診断機器の変遷と治療法の変遷についての講演。

保存療法の適用と限界について。

- ・膝の疾患のうち筋組織、



関節外の靱帯。半月板の一部は保存療法で治る。

- ・関節内の靱帯、半月板の大部分は保存療法では治らない。

検査機器の変遷

- ・医師になった当時はレントゲンしかなかった。
- ・CTの出現で多くの情報を得るようになった。
- ・MRIでは軟部組織〈水素原子〉状態が把握できるようになった。
- ・これからは超音波の時代が予見される。
- ・1957年に内視鏡が発表され画期的な診断が可能となった。

膝の診断は関節鏡の歴史そのものである。

- ・現在はこれらの機器を併用することで確実診断が可能になった。

治療法の変遷の大きな変化は前十字靱帯断裂の関節鏡視下における手術が可能になったことは画期的なことである。

今でも膝の診断において重要なことは、詳しい病歴聴取、五感を研ぎ澄ました理学所見が極めて大切である。

公益社団法人日本柔道整復師会 第39回北信越学術大会 長野大会

『パラリンピックブレイン』～パラアスリートにみる脳の再編能力～

平成29年6月18日(日)、午前9時から長野県長野市のホテル国際21において、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授、教育学博士の中澤公孝先生をお迎えして、標記学会・特別講演公開講座が開催されました。

【中澤公孝先生のプロフィール】



1962年5月、長野県に生まれ、幼少より野球に親しまれました。現在、リハビリテーション科学、神経科学、運動生理学がご専門です。

東京大学大学院を修了後、国立障害者リハビリテーションセンター研究所の運動機能障害研究部、神経筋機能障害研究室にて、人間の運動制御研究に従事し、脊髄損傷者の歩行再獲得を最終目的とした研究を進めてこられました。

2009年に東京大学に赴任後は、対象を一流スポーツ選手にも拡大し、主に神経科学的視点から、中枢神経の再編能力を研究されています。

【はじめに】

中澤先生のご研究は一言で言うと「ニューロリハビリテーション」、ニューロン＝神経のリハビリテーションとのことです。

脊髄損傷は、日本では10万人以上に及び、毎年5千人以上が発症しています。20歳代の交通事故によるものが多く、損傷部が頭部に近いほど重傷になります。また、脳梗塞を発症された方の約半数が「うつ」を経験するなど、脳・脊髄損傷によるダメージは、身体機能にとどまりません。

障害により極端な運動不足に陥り、メタボリックシンドロームや生活習慣病になりやすいという問題も抱えています。

人間の脳は、右半球が身体の左側を、左半球が右側を支配しています。脳に損傷を受けると、その運動野がつかさどってきた運動ができなくなりますが、リハビリにより、今まで他のことをしていた運動野が失われた機能を代行し、更に繰り返しトレーニングすることで、その運動が学習されて定着することを、脳の可塑性（かそ性）と言います。

【脊髄損傷ニューロリハビリテーション】

脊髄損傷レベルを完全損傷と不完全損傷に単純化すると、通常、完全損傷においては、歩行は諦め、寝たきりや車椅子生活を余儀なくされます。不完全損傷の場合は、自立歩行の獲得を目指すケースがあり、トレッドミルで足を動かす訓練や、日本で1台のロボットを使ったトレーニングの様子が紹介されました。

残存する脊髄神経回路への介入は、電氣的、薬理的

に刺激により、神経の活性度の最大化を図る治療法で、ニューロモデュレーションと呼ばれています。

実験用マウスの脊髄に、段差を付けて2ヶ所の損傷を与えた完全損傷モデルに、治療とトレーニング、餌によるモチベーションを与えると、残存機能を持つ神経が橋渡しをして再編される実験が紹介されました。

普段、車椅子で移動している患者さんでも、脊髄反射の連鎖はトレーニングにより引き出すことが可能ですが、残存した脊髄神経回路の再組織化だけでなく、脳からの随意指令が筋肉に届かなければ、自立歩行を回復することは難しいそうです。

将来的にはiPS細胞に代表される再生医療が、完全損傷を不完全損傷にまで損傷レベルを引き下げ、自立歩行獲得の可能性を広げることを期待したいとのことでした。

【パラアスリートに見る中枢神経の再編】

パラリンピックに出場する選手も、普段の生活では患側に障害を持ち、患肢の麻痺や、義手や義足を装着している姿を目にします。しかし、自分の競技種目をプレーする際には、なんら健常者と変わらない、むしろ一般人と比較すれば、それ以上のパフォーマンスを発揮しています。

そのとき、パラアスリートの身体では、何が起きているのでしょうか？



まず競技のときに特化して患側も、筋電活動量が増大しています。また驚くべきことに、義足や義手を装着した患肢を運動した際の、脳の活動領域を調べると、通常は患肢と反対側の脳が主に反応を示すはずが、両側性で顕著な賦活を示していたのです。

これはパラアスリートの脳の、トレーニングに伴う再編で、この奇跡的ともいえる損傷後の中枢神経再編と身体の再適応は、最大級のモチベーションとハードトレーニングからもたらされた結果だそうです。

こうした残された機能を最大限に活用して、自分の限界に挑戦するリハビリが、ニューロリハの最良のモデルとなり、障害を持つ多くの人びとや高齢者の希望となり得るとのお話でした。

パラアスリートに限らず脳梗塞でも、絶望的とも言える病態から、驚異的な回復を遂げた野球界の長嶋茂雄氏の例を挙げられ、何よりも強いモチベーションが、回復の原動力になると強調されました。

最後に、研究室の野球試合で、研究生である元巨人軍、桑田真澄氏から、中澤先生がヒットを奪う映像に会場は拍手に包まれました。

東京オリンピック・パラリンピック2020も迫り、私どもが公益事業として、障害者スポーツの救護活動に取り組む機会も増えてきました。

中澤先生の貴重なご講演に、心より感謝申し上げます。

モンゴル国大統領から国家勲章を受章



平成29年7月18日(日)、大安吉日に駐日モンゴル国大使館において、日本国とモンゴル国の文化友好45年を記念して、モンゴル国国家勲章の叙勲式が行われました。

私たち、公益社団法人日本柔道整復師会も、工藤鉄男会長が代表して、外国人に授与される最高勲章、「北極星勲章」を受章いたしました。

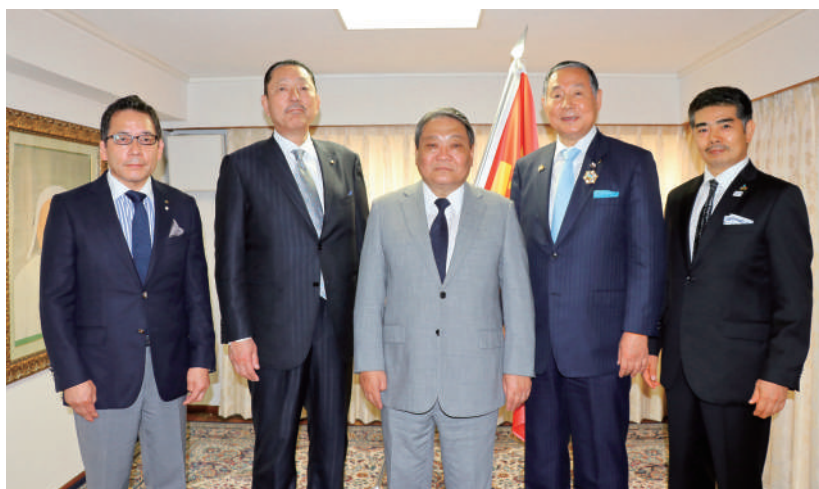
本会が、モンゴル国内にての約10年間にわたる日本伝統治療柔道整復術の普及活動、日本国内においてのモンゴル人研修生の受け入れをしたことなどに対して、駐日モンゴル特命全権大使ソドムジャムツ・フレルバータル閣下より、モンゴル国ツァヒア・エルベグドルジ大統領に推薦していただいたことにより、実現いたしました。

このたびの叙勲は、同日の受章者に、

前国連大使、外務省審議官など、長年モンゴル国に対しご尽力された方々も含まれていたことから、いかに名誉なことであるかが伺われます。

式典での、ソドムジャムツ・フレルバータル大使閣下よりのお言葉に、今回受章した方々には、今後引き続きモンゴル国と日本国の文化交流に対して、ご協力をお願いしたいとありましたが、日本柔道整復師会も昨年にてJICA事業としての活動は終了いたしました。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けての協力をいかにして対応すべきか考えるべきと思われます。

また、次期モンゴル国大統領に、モンゴル柔道連盟会長ハルトマー・バートルガ氏が就任することとなり、なおさら協力関係強化の必要性があると思われます。



左から豊嶋部長、松岡副会長、S・フレルバータル大使閣下、工藤会長、田澤渉外部員

学術・生涯学術講習会開催のお知らせ

公益社団法人日本柔道整復師会「第25回学術・生涯学習講習会」を下記のとおり開催予定です。

日時：平成29年10月7日(土)午後1時

会場：日本柔整会館

〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9

- ・特別講演（公開講座）
- ・特別講演
- ・会員発表 河井好照 会員（大阪府）ほか
（公開講座等の詳細は決まり次第お知らせいたします）

患者力を引き出す作業療法

「認知行動療法の応用による身体領域作業療法」

柔道整復師の日常施術においては、専門学校で学んでいない知識や技術も使われています。つまり、柔道整復術に関連する周辺領域の知識も必要であり、理学療法や作業療法もその対象となります。

以下の紹介文にある認知行動療法は世界の心理療法の主流となりつつある療法ですが、柔道整復術にも応用することができ、施術の幅を広げることとなります。ぜひ、ご一読の上で参考にしていただきたいと思います。

……いま作業療法に必要なのは“患者自身が自分と向き合える作業”を提供することである。つまり、“患者を治す視点”から“セルフヘルプペイシエントを作る視点”へのパラダイムシフトである。作業活動を提供するカウンセリング技術(認知行動療法CBT)によって、患者に行動変容を促し、ADL、QOLともに改善できる。この効果を発揮できるのは作業療法士だけである……

(本書の概要)

序 章 概説—認知行動療法の概略と作業療法における効果について

A. 作業療法士のアイデンティティと認知行動療法—なぜCBTなのか？

第1章 認知行動療法—基礎編

A. 身体領域作業療法における患者心理と対処

B. 作業療法のための認知行動療法の応用基礎

第2章 認知行動療法の応用による作業療法の実践報告



編 著：大嶋伸雄
出版社：三輪書店
価 格：3,888円(税込)
ISBN：9784895904322

学術部
岩本 芳照

Information

<http://www.shadan-nissei.or.jp/info/index.html>

全国の公開講演会・学術大会・公益ボランティア活動報告
国民のため、地域住民のため、患者さんのため公益活動をしてまいります



インフォメーション
のHPはこちら

都道府県名	開催年月日	事業名・URL
千 葉	平成28年 12月4日(日)	救急員資格継続研修 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/12/1.pdf
	平成29年 2月5日(日)	保険集団指導講習会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/12/2.pdf
	2月11日(土・祝)	県民公開講演会開催 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/12/3.pdf
新 潟	平成29年 6月11日(日)	第8回南魚沼グルメマラソン」トレーナー活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/16/1.pdf
	7月9日(日)	第28回新潟県柔道整復師会県下少年柔道大会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/16/2.pdf
石 川	平成29年 4月16日(日)	加賀温泉郷マラソン2017ケアサポート http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/19/1.pdf
	5月7日(日)	第31回猿鬼歩こう走ろう健康大会ケアサポート http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/19/2.pdf
愛 知	平成29年 6月7日(水)	労働局に協力し労災新規指名説明会を初開催 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/22/1.pdf
岐 阜	平成29年 4月23日(日)	「高橋尚子杯 ぎふ清流ハーフマラソン」救護活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/24/1.pdf
	6月18日(日)	第27回柔整師杯岐阜県少年学年別柔道選手権大会 第7回岐阜県少年柔道形競技会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/24/2.pdf
和歌山	平成29年 6月4日(日)	「ツールド熊野」救護・トレーナー活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/28/1.pdf
兵 庫	平成29年 7月2日(日)	第33回兵庫県柔道整復師会少年柔道大会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/29/1.pdf
愛 媛	平成29年 7月2日(日)	平成29年度少年柔道大会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/37/1.pdf
熊 本	平成29年 4月14日(金)	震災から1年、熊本の今 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/242/44/1.pdf

※「日整フォーラム（都道府県だより）」は名称を「インフォメーション」に変更しHPに移動しました。

日 整 文 芸

(作品は1人3首〈句〉までといたします)

【短 歌】

福岡県 山下 智章

北方の政治情勢危惧してか
アジアの花の咲き遅しかな
人の世のあしき心も清められ
天の真名井に我ら祈らむ
残業し家路の空に輝くは
祖母に背負われ泣きぬ月かな

【俳 句】

群馬県 鈴木 乗風

晩 稲刈おくて がり

尾瀬沼

木道を歩荷列なし霧に消ゆ

信濃姥捨

姥捨の田毎に風や晩稲刈

こおろぎや綺羅星四方に能舞台

福井県 田上 滋良

初 鰯

濁声に競り落とされし初鰯
倒されし下草におう昼寝どき
滝落ちて空の青さを溶かしけり

【川 柳】

北海道 阿部 篤夫

北大地鉄路切断赤字線
凶作か温度上らぬ北海道
稚内新設航路サハリンと

石川県 東 勝一

蟋蟀こおろぎ橋読めないなあでも有名
蕨折りじつと見詰める雉一羽
猪が子孫を増やす少雪化

〈一般投稿〉

【短 歌】

奈良県 長谷川 治三郎

観

いずことも花満かに酔いしれて
四季の色どり心おきなく
山々の霊峰仰ぐ季節にや姿をかえし
人に与える
流水ひょうや音たて流る春姿
待こがれしや北海の漁師ぎよし

「日整文芸欄では一般の方々からの投稿を募集しております」

渉 外 部

日整文芸は、会員の方に加え、一般の方々からも「短歌」「俳句」「川柳」を募集します。一般の方の投稿は、日本柔道整復師会会員を通じて、都道府県名、紹介会員名および連絡先、作品提出者名を明記の上、ご応募してください。

日整文芸を通じて読者の皆様とよい交流の場となればと願っております。

作品は会員と同じく1人3首〈句〉までといたします。多くのご応募をお待ちしております。

宛 先 〒110-0007 東京都台東区上野公園16番9号
公益社団法人 日本柔道整復師会渉外部
TEL: 03-3821-3511 FAX: 03-3822-2475
E-mail: kouhou@shadan-nissei.or.jp

四季の風

渉外部の任務

このたび、日整の機構改革で広報部と国際部を合わせ、新たに渉外部となりました。これまでの「日整広報Feel! Go!」の編集と発行、ホームページやフェイスブックへの掲載作業に加え、大事な仕事を与えられました。

一つは、日整を中心とした業界案内の冊子とDVDを制作すること。二つ目は、国際貢献の一環として国際協力機構（JICA）と公益財団法人国際医療技術財団（JIMTEF）などの活動を通し、諸外国に柔道整復術を普及すること。そして必要に応じて世界保健機関（WHO）の事業に協力すること。大きく分けてこの二つが新たな重要任務となりました。私の前役職は国際部の担当理事でしたが、各部との連携を密にして協力し合い、情報の共有と共通の認識を持ち取り組んでまいります。

広報誌のページ数が限定されている中で、日整の運営方針と課題克服に向けた行動や業界の動向などを、しっかりお伝えしてまいりたいと思っております。ホームページについては、若い柔道整復師が関心を示すコンテンツの充実を目指し、開けた日整のイメージアップに努めてまいります。

さて、2016年1月号から日整広報誌の全面カラー化が実現し、タイトルも「日整広報はつらつ」から「日整広報Feel! Go!」に変わりました。同時に表紙写真は日整の主な行事風景を取り上げてきました。会員皆様が普段、見ることが少ない日整会館と理事会や総会風景の写真は、いかがでしたでしょうか。表紙写真からも日整をご紹介できたことと思いますので、今号からは全国を網羅している団体として、全国からの写真で表紙を飾り、更なる繋がりを持ちたいと考えております。

会員の皆様に読みやすい日整広報誌をお届けできますよう、スタッフに支えられながら編集作業に取り組んでまいります。これからも皆様の更なるご指導とご協力を切にお願い申し上げます。

理事・渉外部長 富永敬二

平成29年8月20日発行

公益社団法人 日本柔道整復師会

〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9

電話 (03)3821-3511 (大代表)

発行人 工藤鉄男

編集者 富永敬二

制作・印刷所 東京リスマチック株式会社

Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as well as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限らない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名譽を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

- 1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
- 2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
- 3、相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
- 4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
- 5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。